「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(対象実需給年度:2026年度)」 の策定および公表について

容量市場における実効性テストの実施にあたり、業務規程第32条の5の規定に基づき、発動指令電源の実効性テストに伴う業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(対象実需給年度:2026年度)」を策定し、本日公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2023年12月19日(火)から2024年1月10日(水)まで意見募集を実施している。

〈参考 業務規程〉

(容量市場業務マニュアルの策定)

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル(以下「容量市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。(以下略)

以上

別紙 1: 容量市場業務マニュアル 実効性テスト編 (対象実需給年度: 2026 年度)

別紙 2:「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(対象実需給年度:2026 年度)」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙3:本機関ホームページでの公表イメージ「容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2026年度)の公表」

容量市場

業務マニュアル

実効性テスト 編

(対象実需給年度:2026年度)

2024年1月31日 第1版 発行 電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

| | 変更点 | | 日付 |
|----|------|------|------------|
| | 変更箇所 | 変更内容 | |
| 初版 | 新規作成 | _ | 2024年1月31日 |

[※]誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

| 第1章 | はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |
|----------|--|
| 1. 1 | 本業務マニュアルの構成・・・・・・・ 8 |
| 1.2 | 本業務の対象となる電源等・・・・・・・・・8 |
| 第2章 | 電源等リスト登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 |
| 2. 1 | 電源等リストの登録手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 2.2 | 電源等リストの変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第3章 | 実効性テスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 |
| 3. 1 | 実効性テスト前手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 3. 2 | 実効性テストの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 3.3 | 実効性テスト後手続き・・・・・・ 53 |
| Appendi | x. 1 様式一覧 · · · · · · · · · 69 |
| Appendi | x. 2 図表一覧 · · · · · · · · · 83 |
| Appendia | x. 3 業務手順全体図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85 |

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(以下、本業務マニュアル)は、電力広域 的運営推進機関(以下、本機関)の業務規程(第32条の5)の規定に基づき作成さ れた文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度 2026 年度の容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

本業務マニュアルが対象とする事業者は、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録 する事業者であり、以下の①~③を想定しています。

- ①メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者
- ②メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者(※1)
- ③追加オークションから参加する事業者(※1)

以下の文章では、①を「発動指令電源提供者」、②~③を「容量市場へ参加予定の 事業者」といいます。また、①~③を総称して「対象事業者」といいます。

※1:対象実需給年度 2026 年度向けの追加オークションに参加するにあたり、予め 提供できる容量を評価するために 2024年度の実効性テストに参加する必要が あります。なお、追加オークションの開催有無は、2025 年 4 月頃に需給状況 を踏まえて判断することになります。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション(メインオークション、追加オークション(調達またはリリースオークション))への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用にあたっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。
² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。



図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール

電源等リスト登録 実効性テスト 発動実績の 実効性テスト 発動実績の 実施時期の 雷源等リスト 電源等リスト 実施時期の 実施時期の 登録完了@ 対象事業者 調整開始依頼 の登録申込 の対応 算定・報告 調整 登録 の受領 雷源等リスト 一般送配雷 実施時期の 実施指令 調整 電源等リスト 電源等リスト 実効性テストの 実効性テストの 発動実績の 発動実績の 広域機関 の登録申込 登録. 実施時期の 実施時期の 報告の 審査・登録 内容の確認 登録完了通知 調整開始依頼 登録完了 確認

実効性テストに係る手続きは、電源等リスト登録、実効性テストで構成されます。

図 1-2 実効性テストに係る手続き

実効性テストに係る具体的な手続きに関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1~1.2 も確認してください。

1.1 本業務マニュアルの構成

は変更登録が必要な場合

1.2 本業務の対象となる電源等

【事前準備についての注意事項】

注1:電源等リストの登録について

容量市場へ参加予定の事業者が電源等リストを登録申込する場合、参加登録 (事業者情報、電源等情報、期待容量)を事前に実施してください。参加登録 を行っていない事業者は、参加登録を行った上で、電源等リストを 2024 年 2 月末までに登録してください(「容量市場業務マニュアル(メインオークショ ンの参加登録編)(対象実需給年度: 2026 年度)」参照)。

注 2: オンライン機能(簡易指令システム、専用線オンライン)の具備について 発動指令電源提供者は、2024年2月16日までに、オンライン機能(簡易指令システム、専用線オンライン)を具備し、通信対向試験を実施したうえで、 属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量 市場システムに提出する必要があります。提出の手続きに関しては「容量市 場業務マニュアル(メインオークションの参加登録編)(対象実需給年度: 2026年度)」をご参照ください。

なお、容量市場へ参加予定の事業者の性能確認試験結果提出期限について は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2024年6月20日、冬季の場合 は2024年11月20日までとなります。

新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申込する対象事業者は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合には需給調整市場用を、参加予定がない場合には調整力公募用を、それぞれ選択してください。

ただし、既にオンライン機能(簡易指令システム、専用線オンライン)を 具備している対象事業者で、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類(電源 \mathbf{I} の契約書の写し等)を提出した場合は、オンライン指令による性能確認試験結果の提出は不要です。

前年度までに性能確認試験結果を提出済みの電源は、その内容に変更が無い場合、再度提出する必要はありません。

また、前年度までに最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類を提出済みの場合においても、当ガイドラインの改定等が無い場合は再度提出する必要がありません。なお、当ガイドラインが改定された場合は、最新のガイドラインに準拠していることがわかる書類を改めて提出する必要があります。

通信対向試験の結果、本機関がオンライン機能(簡易指令システムを含む)の設置が完了していないと判断した場合、または、本機関からのオンライン機能の機能具備の求めに応じない場合、当該事業者が登録した発動指令電源は、市場退出(全量退出)となります。ただし、一般的に必要とされる工期を踏まえた適切な時期にオンライン機能(簡易指令システムを含む)の設置依頼をしているものの、設置工事が遅延している場合に限り、締切日以降実効性テストの実施前までに通信対向試験を完了させることが認められます。

注3:記録型計量器・自動検針が未対応の地点について

未対応の地点については一般送配電事業者によってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価を行うか、その地点を電源等リストから削除するかのどちらかを対象事業者に選択していただきます。

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです(図 1-3 参照)。

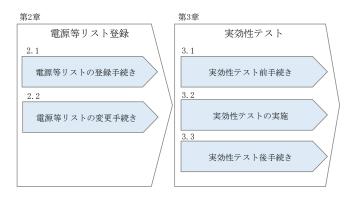


図 1-3 本業務マニュアルの構成 (第1章除く)

電源等リストの登録および変更については第2章をご覧ください。また、実効性テストの実施や発動実績の登録を行う場合は第3章をご覧ください。

1.2 本業務の対象となる電源等

本業務の対象となる電源等区分は、発動指令電源です。

第2章および第3章の手続きでは、以下の2種類の電源を対象としています。

- ・実需給年度が 2026 年度のメインオークションで容量確保契約書を締結済の発動指 令電源
- ・容量確保契約書を締結していない発動指令電源(実需給年度が 2026 年度のメイン オークションで非落札の電源、追加オークション等から参加予定の電源)

第2章 電源等リスト登録

本章では、電源等リストの登録に関する以下の内容について説明します(図 2-1 参 照)。

2.1 電源等リストの登録手続き

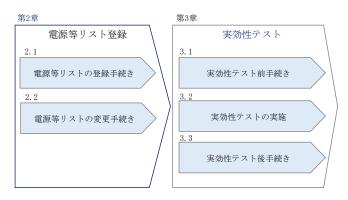


図 2-1 第2章の構成

注1: 実効性テスト時の電源等リストに登録するリソースについて

同年度に登録する需給調整市場のリスト内のリソースと重複することは可能です。 ただし、各市場等への参加にあたっては、それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がありますので、十分ご確認ください。

注2: FIT 送配電買取(特例③)の電源について

実効性テストへの参加は不可となります。容量市場ではリクワイアメントを適切に 達成していただく必要がありますが、実効性テスト断面において、上記電源につい ては、発電計画の策定やインバランスの精算主体等が、一般送配電事業者に位置付 けられているものとなります。

なお、FIT 買取期間が終了し、管理主体が発電事業者等に移管された場合は、容量市場への参加が可能となります。

2.1 電源等リストの登録手続き

本節では、電源等リストの登録手続きについて以下の流れで説明します(図 2-2 参照)。

- 2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認
- 2.1.2 電源等リストの登録申込
- 2.1.3 電源等リストの審査結果の確認 (合格)
- 2.1.4 電源等リストの審査結果の確認 (不合格)

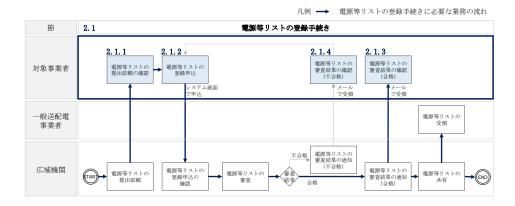


図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

本項では、電源等リスト提出依頼の確認について説明します(図 2-3 参照)。

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領



図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2024年1月中旬~2月中旬にかけて、電源等情報を登録した発動指令電源提供者(市場退出したものを除く)および容量市場へ参加予定の事業者へ、電源等リストの提出依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

対象事業者は、2024年1月中旬~2月末日の期間内に電源等リストを提出する必要があります。

2.1.2 電源等リストの登録申込

本項では、電源等リストの登録申込について説明します(図 2-4 参照)。2024年1月 中旬~2月末日の期間で、電源等リストを登録してください。

- 2.1.2.1 事前準備
- 2.1.2.2 電源等リストの作成
- 2.1.2.3 電源等リストの提出
- 2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込
- 2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

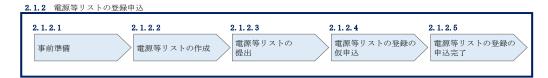


図 2-4 電源等リストの登録申込

2.1.2.1 事前準備

容量市場システムに電源等リストの登録申込をするために必要な書類(写しで可)を 準備してください。必要となる書類は、以下の通りです。

<提出書類の準備(電源)>

・電源等の名称

アグリゲートする発動指令電源の電源毎の名称を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ·発電事業届出書(様式1)
- · 電気工作物変更届出書(様式2)
- · 自家用電気工作物使用開始届出書(様式3)
- ·特定自家用電気工作物接続届出書(様式4)
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・低圧配電線への系統連系協議依頼表
- · 発電量調整供給兼基本契約申込書

のいずれか1点

新設電源の場合

- ·接続検討回答書(様式5)
- ·工事計画届出書(様式6)
- ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表

のいずれか1点

• 受電地点特定番号

受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表(様式7)
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・売電検針票「購入電力量のお知らせ」
- 発電量調整供給兼基本契約申込書

いずれか1点

- ・電源種別の区分
- ・発電方式の区分
- 設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分(表 2-6 『電源種別の区分と発電方式の区分に係る 注意事項』を参照)を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- · 発電事業届出書(様式1)
- · 電気工作物変更届出書(様式2)
- · 自家用電気工作物使用開始届出書(様式3)
- ・特定自家用電気工作物接続届出書(様式4)
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・低圧配電線への系統連系協議依頼表
- · 工事計画届出書
- 発電量調整供給兼基本契約申込書

のいずれか1点

• FIT 認定 ID

参加登録の時点でFIT制度に基づく買取を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)に定める認定発電設備の認定ID(「FIT認定ID」)を確認できる書類を提出してください。

なお、2026年3月末までにFIT制度に基づく買取が終了する電源は2024年度の実効性テストに参加可能です。

必要となる提出書類

・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(様式 8)

表 2-1 発動指令電源(電源)に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出 必須書類 强択可能書類 書類の名称 (全て写しで可) 受電地点 電源種別 特定番号 の区分等 FIT認定 電源等 ス比率 の名称 発電事業届出書 \bigcirc \bigcirc 既 \bigcirc 電気工作物変更届出書 設 自家用電気工作物使用開始届出書 雷 \bigcirc \bigcirc 源 特定自家用雷気工作物接続届出書 再生可能エネルギーの固定価格買収期間満了のご案内 0 \bigcirc 低圧配電線への系統連系協議依頼書 \bigcirc 0 発電量調整供給兼基本契約申込書 \bigcirc \bigcirc \circ 接続検討回答書 新 \bigcirc 設 丁事計画届出書 電 \bigcirc 源 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 売電検針票「購入電力量のお知らせ」 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) ○※1 (FIT電源の場合) バイオマス混焼FIT電源が新たに買取上限を設定した場合において、当該変更 が認められたことが分かる書類(石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が 0 1 1 実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびごみ焼却施設に設 置されるバイオマス発電の場合)

※1: () 内に記載の場合に限る

※2: FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類(変更認定通知書等) は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]を設定しない 場合、その時点では提出不要です。提出期限は FIT 制度上のスケジュールを勘案し別 途公表します。原則、2026 年度開始までに提出が必要となります。

その場合、電源等リスト登録時点では、2026年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録可能です。

<提出書類の準備(需要抑制)>

・需要地点の契約者名(以下、需要家名) 需要家名を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検 針票等)
- ・需要家との合意書
- 供給地点特定番号

上記項目に係る書類を提出してください。

必要となる提出書類

・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検 針票等)

表 2-2 発動指令電源 (需要抑制) に係る提出書類一覧

| 書類の名称 (全て写しで可) | | 必須書類 | |
|---------------------------------------|--|--------------------|--|
| | | 供給地点 地点特定 番号 | |
| 需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等) | | 0 | |
| 需要家との合意書 | | | |

注1:書類提出のタイミングについて

発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である 2024 年 2 月末日まで に提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関 が認めた場合は、期限を延長することがあります。

注2:書類の提出方法について

書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体(CD-R等)で郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7 階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2026_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3: 提出書類の代替について

提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。

注4: 追加の提出書類の要否について

本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注5:提出書類の雛型について

提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみでも可能とします。

注6:提出書類のファイル名称について

ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします(拡張子を含む)。禁則文字や容量の制限(1ファイル4MBを超える場合には、ファイルを分割してください)があります。詳細は容量市場システムマニュアル※を参照願います。

*\https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

<全般> 「001 容量市場システムマニュアル はじめに」p11

2.1.2.2 電源等リストの作成

電源等リストは EXCEL ファイル (様式 9) で作成します。電源等リストは本機関のホームページ (容量市場のページ³) に添付されている帳票をダウンロードの上、必要な項目を入力します。

³ https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html

EXCEL ファイルには以下の表 (表 2-3、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-7 計量・仕訳 区分

参照)に沿って、2026 年度の時点で想定される発動指令電源の内訳情報を1計量単位 毎に記載してください。

なお、ファイルサイズが 4MB を超える場合、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

作成した電源等リストのファイル名は「エリア」電源等リスト」事業者コード」対象実需給年度」電源等識別番号_A 枝番(ファイルを分割して提出する場合のみ)_R 改訂回数.xlsx」としてください。容量市場システムに登録されている事業者コード 4 桁、電源等識別番号 10 桁を記載してください。

例) ファイルを分割しない(リストが 1 個のファイルになる)場合 東京_電源等リスト_0123_2026_0123456789_R0. x1sx

 エリア
 事業者 対象実 電源等 R 改定回数 コード 需給年度 識別番号 ※枝番は不要です。

例) ファイルを分割する(リストが2個のファイルになる)場合

 ・1 個目
 東京_電源等リスト_0123_2026_0123456789_A1_R0. x1sx

 エリア
 事業者 対象実
 電源等 A 枝番 R 改定回数

 コード 需給年度
 識別番号

 ・2 個目
 東京_電源等リスト_0123_2026_0123456789_A2_R0. x1sx

 エリア
 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定回数 コード 需給年度 識別番号 ※枝番を付けてください。

表 2-3 電源等リストの記載項目一覧(共通)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|----------------|-------------------|
| 1 | 実需給年度 | 容量市場へ供給力を提供する年度を |
| | | 記入 |
| 2 | 容量を提供する電源等の区分 | 「発動指令電源」と記入 |
| 3 | 電源等リストの名称 | 電源等リストの名称を記入 |
| 4 | (リスト単位の) 系統コード | 電源等リスト単位の系統コードを記 |
| | | 入 |
| 5 | エリア名 | 系統コードの上1桁(以下参照)をも |

| | | とにエリア名を記入 | |
|-----|---------|--------------------------|--|
| | | とにエリノ名を記入 | |
| | | | |
| | | 参考:系統コードの上1桁 | |
| | | 1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 | |
| | | 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 | |
| | | 9. 九州 | |
| 6 | 事業者コード | 事業者コードを記入(容量市場システ | |
| | | ムに登録したコード4桁を記入してく | |
| | | ださい) | |
| 7 | 住所 | 容量市場システムの事業者情報(担当 | |
| | | 者情報)に登録した住所を記入 | |
| 8 | 事業者名 | 容量市場システムの事業者情報に登 | |
| | | 録した参加登録申請者名を記入 | |
| 9 | 部署 | 容量市場システムの事業者情報(担当 | |
| | | 者情報)に登録した所属部署を記入 | |
| 10 | 担当者名 | 容量市場システムの事業者情報(担当 | |
| | | 者情報)に登録した担当者名を記入 | |
| 11) | 電話番号 | 容量市場システムの事業者情報(担当 | |
| | | 者情報)に登録した電話番号を記入 | |
| 12 | メールアドレス | 容量市場システムの事業者情報(担当 | |
| | | 者情報)に登録したメールアドレスを | |
| | | 入力 | |
| | 1 | | |

表 2-4 電源等リストの記載項目一覧(電源)

| | 7 7 201 7 7 | |
|-----|-------------|---|
| No. | 項目 | 留意点 |
| 14) | 供給力提供区分 | 電源と記入 |
| 15 | 受電地点特定番号 | 発電量調整供給契約書に基づく受電地点明細表 |
| | | を参照して、受電地点特定番号を記入 |
| | | ・半角 22 桁で記入 |
| | | ・受電地点特定番号が発番されていない新設の |
| | | 場合は、「999999999999999999999999999999999999 |
| | | 記入。発番され次第、速やかに電源等リストを変 |
| | | 更してください。 |
| | | |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|----------------|-----------------------------------|
| 16 | 電源等の名称 | ・発電事業届出書 |
| | | ・電気工作物変更届出書 |
| | | · 自家用電気工作物使用開始届出書 |
| | | 特定自家用電気工作物接続届出書 |
| | | の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参 |
| | | 照して記入 |
| | | ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了 |
| | | のご案内 |
| | | ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 |
| | | の「契約名義」または「発電者名義」を参照して |
| | | 記入 |
| 17) | 号機単位の名称 | 名称を定めていない場合は号機単位の名称を任 |
| | | 意で記入 |
| | | 家庭用の低圧連系の電源の号機が存在しない場 |
| | | 合には、電源等リストの「電源等の名称」と同一 |
| | | 名称を入力 |
| 18 | 所在地 | 電源等の所在地の住所を記入 |
| 19 | (個々の電源の) 系統コード | 個々の電源の系統コードを記入 |
| | | 個々の電源の系統コードを保有していない低圧 |
| | | 連系の電源の場合、低圧群コードを記入 |
| | | 系統コードが発番されていない新設電源は記入 |
| | | 不要 |
| 20 | 電源種別の区分 | ・発電事業届出書 |
| | | ・電気工作物変更届出書 |
| | | 特定自家用電気工作物接続届出書 |
| | | の「原動力の種類」欄を参照して記入 |
| | | または、 |
| | | · 自家用電気工作物使用開始届出書 |
| | | の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 |
| | | もしくは |
| | | ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了 |
| | | のご案内 |
| | | ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 |
| | | を参照して記入 |
| | | |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|---------|-----------------------------------|
| | | 電源の電源種別の区分は『表 2-6 電源種別の区 |
| | | 分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照 |
| 21) | 発電方式の区分 | • 発電事業届出書 |
| | | ・電気工作物変更届出書 |
| | | 特定自家用電気工作物接続届出書 |
| | | の「原動力の種類」欄を参照して記入 |
| | | または、 |
| | | · 自家用電気工作物使用開始届出書 |
| | | の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 |
| | | もしくは |
| | | ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了 |
| | | のご案内 |
| | | ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 |
| | | を参照して記入 |
| | | |
| | | 電源の発電方式の区分は『表 2-6 電源種別の区 |
| | | 分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照 |
| 22 | 設備容量 | 発電事業届出書 |
| | | · 電気工作物変更届出書 |
| | | 特定自家用電気工作物接続届出書 |
| | | の「出力」欄を参照して記入 |
| | | · 自家用電気工作物使用開始届出書 |
| | | の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 |
| | | もしくは |
| | | ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了 |
| | | のご案内 |
| | | ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 |
| | | を参照して記入 |
| | | |
| | | 単位は、0.1kWとし小数点第2位以下は切り捨て |
| | | とする。 |
| 23 | 運開年月 | 西暦で記入 |
| | | 例:2010 年 1 月→201001 |
| 24 | BG コード | 2024年2月末の電源等リスト提出時点の発電BG |
| | | コードを記入。(当該時点で記入可能な内容がな |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|--------------------|------------------------------------|
| | | い場合は、実効性テスト実施前までには記入く |
| | | ださい) |
| 25 | 計量・仕訳区分 | 表 2-7 計量・仕訳区分 |
| | | に該当する場合のみ記入 |
| 26 | FIT 認定 ID | 参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受け |
| | | ている場合は、再生可能エネルギー発電設備を |
| | | 用いた発電の認定について (通知) に記載されて |
| | | いる「設備 ID」を記入 |
| 27) | 特定契約終了年月 | FIT 認定 ID を入力した場合、特定契約の終了年 |
| | | 月を西暦で記入 |
| | | 例:2026 年 3 月→202603 |
| 28 | 予備 | 記入不要 |
| 29 | バイオマス比率[%] | 予定バイオマス比率 |
| | | ・バイオマス混焼で実需給年度までにバイオマ |
| | | ス比率[%]を変更する場合で、実効性テスト時に |
| | | 予定バイオマス比率を使用する際は予定バイオ |
| | | マス比率を記入 |
| | | ※実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了 |
| | | する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT |
| | | 分と見做して参加する場合は零を記入してくだ |
| | | さい。 |
| | | FIT 調達上限比率 |
| | | ・バイオマス混焼で FIT 調達上限比率が設定さ |
| | | れている場合は記入 |
| | | *** ** |
| | | づく買取契約を締結し、買取上限が設定されて |
| | | いるバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で |
| | | 月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した |
| | | 場合 |
| 30 | バイオマス FIT・非 FIT ペア | ・バイオマス混焼 FIT 調達上限比率または予定 |
| | フラグ | バイオマス比率を使用する場合は記入 |
| | | ・1 つの電源の発電実績が FIT・非 FIT に仕訳さ |
| | | れる場合、1 行ずつ別地点として記入した上で、 |
| | | 当該項目に同じ番号を記入する。 |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|------|---------------------------------|
| | | 番号の順番は1,2,3…とする。 |
| 31) | 予備 | 記入不要 |
| 32 | 特記事項 | 特記事項があれば記入 |
| | | |
| | | 注1:1地点複数応札について |
| | | |
| | | 1 計量単位内の中で、安定電源に加えて、発動 |
| | | 指令電源の1リソースとしても登録した場合 |
| | | (※)は「1 地点複数応札」と記載してください。 |
| | | 1 乳具光体内の内で、かつ最近の内状を見え知 |
| | | 1計量単位内の中で、安定電源の応札容量を超 |
| | | えた供給力を発動指令電源の1リソースとして 登録可能です。 |
| | | 登 歌印化 (9 。 |
| | | ※安定電源で、アセスメント対象容量まで供給 |
| | | 力を提供してもなお、需給ひっ迫時に発動指令 |
| | | 電源として追加の供給力を提供できる場合 |
| | | |
| | | 注 2 : FIT バイオマス混焼の自己託送分について |
| | | |
| | | 計量・仕訳区分が「バイオマス(混焼)非 |
| | | FIT 分」であるリソースが自己託送を行ってい |
| | | る場合は、自己託送分の発電 BG コードとあわ |
| | | せて「自己託送」と記載してください。 |
| | | 記載例)自己託送(発電 BG コード:XXXXX) |
| | | ルカーラの制具 仏部はハジ「ジノキュラ (2月は) |
| | | リソースの計量・仕訳区分が「バイオマス(混焼) |
| | | 非 FIT 分」であっても自己託送を行っていない |
| | | 場合は記載不要です。 |

表 2-5 電源等リストの記載項目一覧 (需要抑制)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-------------|----------|------------------------|
| <u>(14)</u> | 供給力提供区分 | 需要抑制と記入 |
| 15) | 供給地点特定番号 | 需要家名、所在地、供給地点特定番号が記載され |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|---------|---|
| | | ている書類 (電気料金請求書、検針票等) を参照 |
| | | して、供給地点特定番号を記入 |
| | | ・半角 22 桁で記入 |
| | | ・供給地点特定番号が発番されていない新設の |
| | | 場合は、「999999999999999999999999999999999999 |
| | | 記入 |
| 16 | 需要家名 | ・需要家名、所在地、供給地点特定番号が記載さ |
| | | れている書類(電気料金請求書、検針票等) |
| | | ・需要家との合意書を参照し記入 |
| 17) | 所在地 | 需要家の所在地の住所を記入 |
| 18 | 電圧区分 | 低圧・高圧・特高のいずれかを選択 |
| 20 | 計量・仕訳区分 | 表 2-7 計量・仕訳区分 |
| | | に該当する場合のみ記入を参照 |
| 21) | 予備 | 記入不要 |
| 22 | 特記事項 | 特記事項があれば記入 |

表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項

| 電源種別の区分 | 発電方式の区分 | 留意点 |
|---------|----------------|-------------------|
| 水力 | 一般 (貯水式)、一般 (自 | 次頁の注1~注2を参照してくださ |
| | 流式)、揚水(混合揚水)、 | V, |
| | 揚水(純揚水) | |
| 火力 | 石炭、LNG(その他)、石 | バイオマスの場合は、電源種別の区 |
| | 油、LPG、その他ガス、瀝 | 分:再生可能エネルギーのバイオマス |
| | 青混合物、その他 | (専焼)、バイオマス(混焼)を選択 |
| | | してください。 |
| 再生可能エネル | 風力、太陽光 (全量)、太 | 次頁の注3を参照してください。 |
| ギー | 陽光(余剰)、地熱、バイ | |
| | オマス (専焼)、バイオマ | |
| | ス (混焼)、廃棄物 | |
| その他 | 蓄電池、その他 | 蓄電池は発電方式の区分「蓄電池」を |
| | | 選択願います。(併設蓄電池は除く) |
| | | 次頁の注4を参照してください。 |

注1:一般(自流式)の電源が発動指令電源として参加する場合の登録方法

一般(自流式)の電源のうち、ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。一般(自流式)の電源が発動指令電源として参加する場合、一般(貯水式)として電源等リストに登録してください。

注2: 揚水(純揚水)について

上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転 時間を設定する場合には揚水(純揚水)として登録してください。

注 3: アグリゲートリソースの構成について

風力、太陽光、水力(自流式)は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合はアグリゲートリソースとして参加可能です。アグリゲートリソースが風力、太陽光、水力(自流式)のみで構成されている場合、発動指令電源として参加できません。

注 4: 併設蓄電池の扱いについて

蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。例えば、蓄電池が併設されている風力発電所単体では変動電源として扱われます。なお、蓄電池が併設されている風力発電所と、DR その他リソースを組み合わせる場合は、発動指令電源として扱われます。

表 2-7 計量・仕訳区分

| No. | 計量・仕訳区分 | 選択が必要な場合 | 留意点 |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|
| 1 | バイオマス(混焼) | 月単位での買取上限が設定 | ・実効性テスト時点で全量 |
| | 非 FIT 分 | (予定を含む) されている | が非 FIT 分のバイオマスは |
| | | バイオマス(混焼)の場合 | 選択不要 |
| | | 具体例:2019年4月1日以 | ・認定に係る全体のバイオ |
| | | 降に FIT 制度に基づく買取 | マス比率のみ設定されて |
| | | 契約を締結し、買取上限が | いるバイオマス設備は選 |
| | | 設定されているバイオマス | 択不要。※1 |
| | | 混焼設備またはごみ処理施 | 具体例:2019年3月31日 |
| | | 設で月単位での買取上限の | までに FIT 制度に基づく買 |
| | | 設定を行う旨を申請した場 | 取契約を締結済みのバイ |
| | | 合 | オマス混焼設備で買取上 |

| No. | 計量·仕訳区分 | 選択が必要な場合 | 留意点 |
|-----|--------------|----------------|----------------|
| | | | 限を設定していない場合 |
| 2 | バイオマス (混焼) | 同上 | ・①の非 FIT 分を記入し |
| | FIT 分 | | た場合は、FIT 分の地点を |
| | | | リストへ追加した上で、 |
| | | | 当該区分の記入が必要 |
| 3 | 差分計量 非 FIT 分 | 同一受電地点において、 | |
| | | FIT 電源と併設される非 | |
| | | FIT 電源が託送供給等約款 | _ |
| | | に基づく差分計量により計 | |
| | | 量できる場合 | |
| 4 | 差分計量 FIT 分 | 同上 | ・③を記入した場合で、 |
| | | | 実需給年度前に FIT 制度 |
| | | | に基づく買取が終了する |
| | | | FIT 分が実効性テストに参 |
| | | | 加する場合に記入 |
| | | | ・実需給年度までに FIT |
| | | | 制度に基づく買取が終了 |
| | | | した時点で変更が必要 |
| 5 | 按分計量 非 FIT 分 | 同一受電地点において、 | |
| | | FIT 電源と併設される非 | |
| | | FIT 電源が託送供給等約款 | _ |
| | | に基づく按分計量により計 | |
| | | 量できる場合 | |
| 6 | 按分計量 FIT 分 | 同上 | ・⑤を記入した場合で、 |
| | | | 実需給年度前に FIT 制度 |
| | | | に基づく買取が終了する |
| | | | FIT 分が実効性テストに参 |
| | | | 加する場合に記入 |
| | | | ・実需給年度までに FIT |
| | | | 制度に基づく買取が終了 |
| | | | した時点で変更が必要 |
| 7 | 部分買取 | 同一受電地点において複数 | 全ての相対契約を記入。 |
| | | の発電契約者と相対契約を | 不足する場合、当該実績 |
| | | 結んでいる場合 | 分は評価されません |
| | | | |

| No. | 計量・仕訳区分 | 選択が必要な場合 | 留意点 |
|-----|-----------|---------------|-------------|
| 8 | 自己託送地点 | ・自己託送に必要な量を上 | 実効性テストへ参加する |
| | | 回る容量がある電源の場合 | 地点が対象のため、対と |
| | | ※ 2 | なる電源と需要家の両方 |
| | | ・自己託送地点において、 | の記載は必須ではない |
| | | 自己託送需要以外(小売供 | |
| | | 給による需要) の需要抑制 | |
| | | を行う需要家の場合 | |
| 9 | 部分供給 (全量) | 部分供給が行われている需 | 部分供給者ごとの評価は |
| | | 要家 | 行いませんので、全量供 |
| | | | 給の場合と同様に1需要 |
| | | | 家として登録 |

※1 認定に係るバイオマス比率を設定しているバイオマス混焼設備において、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見做して参加する場合については、FIT 分の地点をリストへ追加した上で、計量・仕訳区分は記入しないでください。

※2 自己託送に必要な量を上回る容量について部分買取を行っている場合は、計量・仕訳 区分は部分買取を選択し、特記事項欄に自己託送地点と記入してください。

【バイオマス(混焼)で調達上限比率を設定した場合の注意事項】

注: 実需給期間中は予定バイオマス比率での実績評価を行わないため、実需給前までに 申請した調達上限比率に変更してください。

2.1.2.3 電源等リストの提出

電源等リスト (EXCEL ファイル) を作成後、容量市場システムにて提出します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等リストを提出したい 電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続 いて、「電源等情報詳細画面」で「電源等リスト登録」ボタンをクリックして、「電源 等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「電源等リスト(追加)」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、電源等リスト(EXCELファイル)をアップロードします(図 2-5 参照)。また、「変更理由」欄に「電源等リストの提出」と入力してください(表 2-8 参照)。



図 2-5「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

| No. | 項目 | 記入内容 |
|-----|------|----------------|
| 1 | 変更理由 | 「電源等リストの提出」と記入 |

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

「電源等情報変更申込画面」にて電源等リストのアップロードおよび変更理由の入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申

請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注:申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんの で注意してください。

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、申込を完了したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等リストに係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途登録されたメールアドレスへ電子メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた場合、対象事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認(合格)

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します(図 2-6 参照)。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、2024 年 4 月末

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実効性テスト 編第2章 電源等リスト登録

2.1 電源等リストの登録手続き

日までに合格通知が送付されます。

2.1.3.1 合格通知の受領(電源等リストの登録申込)

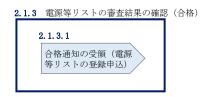


図 2-6 電源等リストの審査結果の確認 (合格)

2.1.3.1 合格通知の受領(電源等リストの登録申込)

電源等情報が変更された旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認(不合格)

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します(図 2-7 参照)。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.1.4.1 不合格通知の受領(電源等リストの登録申込)



図 2-7 電源等リストの審査結果の確認 (不合格)

2.1.4.1 不合格通知の受領(電源等リストの登録申込)

不合格通知が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

注1:電源等リストに不備がある場合の対応について

電源等リストに不備がある場合、2024年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。再申込を希望する場合、不備を解消してすみやかに再申込してください。審査終了日である2024年4月末日までに、不備が解消されない電源等はアグリゲートリソースとして認められないため、対象事業者は当該電源等を除外して電源等リストを構成してください。

注2:電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について

電源または需要抑制が、他の対象事業者が提出する電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、電源等と合意済みであるエビデンス(契約期間が記載されたもので、様式自由)を再申込時に提出してください。なお、書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体(CD-R等)で郵送してください。

〒100−6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2026_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3:電源等リストの登録が完了しない場合の対応について

電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出(全量退出)となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編(全般)」(「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定)の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。

また、電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない 発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の 締結が不可能となります。

2.2 電源等リストの変更手続き

本節では、電源等リストの変更手続きについて以下の流れで説明します (参照)。

- 2.2.1 電源等リストの変更申込
- 2.2.2 電源等リストの審査結果の確認 (合格)
- 2.2.3 電源等リストの審査結果の確認 (不合格)

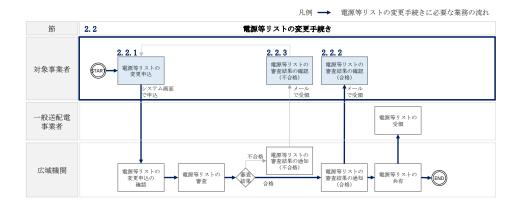


図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成

注1: 実効性テスト前の電源等リストの更新について

以下に当てはまる場合等は、実効性テスト実施時期の前(夏季:5月末、冬季:10月末)までに電源等リストの更新を完了させてください。更新しない場合は、その電源等当該地点は実効性テストでの発動実績は評価されません。

- ・電源等リスト登録時(2024年2月末まで)に新設電源として登録された電源について、未確定であった内容(地点特定番号、BGコード等)が確定した場合
- ・既設電源において電源等リスト登録時(2024年2月末まで)から BG コードが変更となった場合

注2:計量値が取得できない地点等の削除について

発動実績の報告までに計量値が取得できない地点や、容量市場へ不参加となる地点が判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を 削除してください。

注3:電源等リストの変更申込が可能な電源について

実効性テスト後に発動実績を登録し、既に期待容量が評価された対象事業者が対象 となります。

注4:電源等リストの変更受付期間について

実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2025 年 10 月から 2027 年 2 月 10 日までとなります。2025 年 9 月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。

2.2.1 電源等リストの変更申込

本項では、電源等リストの変更申込について説明します(図 2-9 参照)。

- 2.2.1.1 事前準備
- 2.2.1.2 電源等リストの作成
- 2.2.1.3 電源等リストの提出
- 2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込
- 2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了



図 2-9 電源等リストの変更申込

注1:電源等リストの名称について

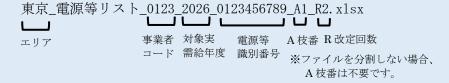
電源等リストの変更申込の場合、電源等リストのファイル名は「エリア」電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番(ファイルを分割する場合のみ)_R 改訂回数. xlsx」としてください。事業者コードは4桁(容量市場システムに入力した数字)を記載してください。

なお、改定回数は修正があるファイルのみ変更してください。

例)変更申込(初回)の場合



変更申込(2回目)の場合



注2:電源等リストの変更申込の締切について

実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月11日~当月10日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。

従って、例えば5月1日からの電源等リストの変更を希望する対象事業者は、遅くとも4月10日までに変更申込を行うようにしてください。

注3:電源等リストの変更時の提出書類について

電源等リストに電源または需要抑制を追加することを希望する場合、追加する電源または需要抑制に係る書類のみを提出してください。一方で、電源等リストから電源または需要抑制を削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実効性テスト 編第2章 電源等リスト登録

2.2 電源等リストの登録手続き

2.2.1.1 事前準備

『2.1.2.1 事前準備』を参照してください。

2.2.1.2 電源等リストの作成

『2.1.2.2 電源等リストの作成』を参照してください。

2.2.1.3 電源等リストの提出

『2.1.2.3 電源等リストの提出』を参照してください。

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

『2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込』を参照してください。

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

『2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了』を参照してください。

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認(合格)

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します(図 2-10 参照)。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知が送付されます。

2.2.2.1 合格通知の受領(電源等リストの変更申込)



図 2-10 電源等リストの審査結果の確認 (合格)

2.2.2.1 合格通知の受領(電源等リストの変更申込)

『2.1.3.1 合格通知の受領(電源等リストの登録申込)』を参照してください。

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認(不合格)

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します(図 2-11 参照)。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.2.3.1 不合格通知の受領(電源等リストの変更申込)

 2.2.3
 電源等リストの審査結果の確認 (不合格)

 2.2.3.1
 不合格通知の受領 (電源等リストの変更申込)

図 2-11 電源等リストの審査結果の確認 (不合格)

2.2.3.1 不合格通知の受領(電源等リストの変更申込)

『2.1.4.1 不合格通知の受領(電源等リストの登録申込)』を参照してください。

第3章 実効性テスト

本章では、実効性テストに関する以下の内容について説明します(図 3-1 参照)。

- 3.1 実効性テスト前手続き
- 3.2 実効性テストの実施
- 3.3 実効性テスト後手続き

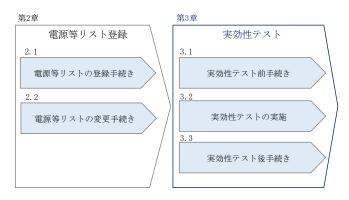


図 3-1 第3章の構成

注1: 実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期(夏季または冬季のいずれか)を 選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととしま す。

注2: 実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、 冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3: 実効性テストで発生した電力量(kWh)の扱いについて

実効性テストで発生した電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給または卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4: 実効性テストにおけるバランシンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランシンググループ、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありません。

3.1 実効性テスト前手続き

本節では、実効性テスト前手続きについて以下の流れで説明します(図 3-2 参照)。

- 3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認
- 3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼
- 3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認
- 3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

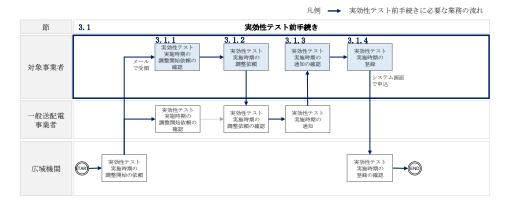


図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

本項では、実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認の手続きについて説明します (図 3-3 参照)。

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領



図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

2024年4月10日までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

本項では、実効性テスト実施時期の調整依頼について説明します(図 3-4 参照)。

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼



図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

対象事業者は、2024年4月末までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期(夏季または冬季のいずれかを選択できますが、具体的な月日・時間帯を指定することはできません)をメールで連絡します。

なお、属地一般送配電事業者の連絡先については、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

本項では、実効性テスト実施時期の通知の確認について説明します(図 3-5 参照)。実 効性テストの実施時期の調整後、属地一般送配電事業者から、確定した実施時期が通 知されます。

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領



図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

2024年6月10日までに、対象事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性 テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

本項では、実効性テスト実施時期の登録について説明します(図 3-6 参照)。

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

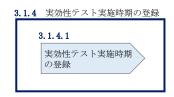


図 3-6 実効性テスト実施時期の登録

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

一般送配電事業者から実効性テストの実施時期の調整結果が通知された日からすみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、実効性テストに係る項目を入力します。実効性テストの実施時期の登録にあたっては「変更理由」欄に「実効性テストの実施時期の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-7 参照)。

注:申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、実効性テストの実施時期の登録の申込は 完了していませんので注意してください。

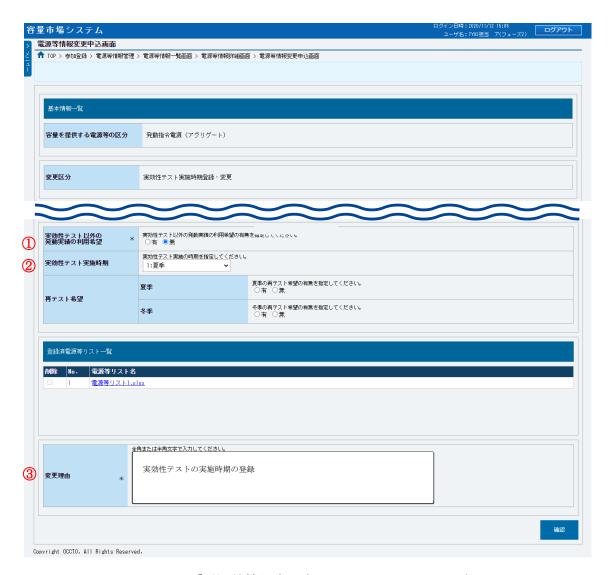


図 3-7「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

| No. | 項目 | 記入内容 |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 実効性テスト以外の発動実績の利用希望 | 「無」または「有」にチェック |
| 2 | 実効性テスト実施時期 | ・①を「無」とした場合「夏季」もしくは「冬季」を選択・①を「有」とした場合空欄とする |
| 3 | 変更理由 | ・①を「無」とした場合 「実効性テストの実施時期の登録」と記入 |

| No. | 項目 | 記入内容 |
|-----|----|-----------------|
| | | ・①を「有」とした場合 |
| | | 「実効性テスト以外の発動実績を |
| | | 利用するため」と記入 |

※実効性テスト実施時期の登録の時点では、「再テスト希望」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タ ブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進 みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、実効性テストの実施時期を登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。 検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。 なお、実効性テストの実施時期の登録申込では審査がありませんので、申込完了と 同時に電源等情報に反映されます。

注: 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の場合の登録期限

2024年4月末までに登録を完了してください。それまでに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

注: 実効性テストの実施時期を登録できない場合の対応について

実効性テストの実施時期を 2024 年 6 月 20 日までに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

3.2 実効性テストの実施

本節では実効性テストの実施の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

- 3.2.1 実効性テストの実施指令への対応
- 3.2.2 発動実績の算定
- 3.2.3 再テスト実施有無の検討

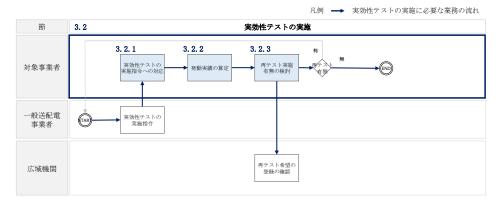


図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

本項では、実効性テストの実施指令への対応について説明します(図 3-9 参照)。

- 3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令
- 3.2.1.2 実効性テストの実施



図 3-9 実効性テストの実施指令への対応

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季(7月1日~9月30日)もしくは冬季 (12月1日~2月末日)の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実 施指令をオンライン機能(簡易指令システムを含む)で受令します。 また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで(土曜日、日曜日、 および祝日を除く)となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

3.2.1.2 実効性テストの実施

実効性テストの実施指令の受令後、対象事業者は、電源等リストの各リソースより供給力を提供していただきます。

※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切 に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われませ ん。

3.2.2 発動実績の算定

本項では、実効性テスト実施後に行う発動実績の算定について説明します(図 3-10 参照)。

- 3.2.2.1 事前準備
- 3.2.2.2 ベースラインの算定
- 3.2.2.3 発動実績等の算定



図 3-10 発動実績の算定

3.2.2.1 事前準備

実効性テストを実施した対象事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約(託送契約等)を締結している発電契約者・契約者(託送契約者)から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。

対象事業者は、以下の情報を取得します。

・ 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量 (※ 30 分値×6 コマ) ・ ベースライン算定に必要となる接続供給電力量(※30分値×指令目前30日分)

注:計量値が取得できない場合の対応について

計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください。なお、電源等リストから当該地点を削除せずに虚偽の発動実績を報告していることが疑われた場合、本機関は、必要に応じて、提出された情報について報告者に詳細を確認する場合があります。

3.2.2.2 ベースラインの算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制のベースライン (需要端) を算定します。

<電源のベースラインの算定方法>

電源のベースラインは 0 (1 地点複数応札の場合は、当該安定電源のアセスメント対象容量) とします。

<需要抑制のベースライン(需要端)の算定方法>

DR⁴実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い4日間 (high 4 of 5) の接続供給電力量を利用し、4日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値 (=仮ベースライン) を算定します。

次に、DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 6 コマについて、「(DR 実施日当日のコマ毎の接続供給電力量) - (仮ベースライン)」の平均値(=当日調整値)を算定します。

最後に、DR 実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値を加算し、ベースラインを算定します。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは零とします。

需要抑制のベースライン(需要端)の算定方法については、発動実績算定諸元一覧の エクセルファイルに含まれる「(参考) ベースライン算定用シート」のシートを参考にしてくだ さい。なお、報告にあたり当該シートは入力して頂く必要はありません。

⁴ ディマンドレスポンスの略。実効性テストの実施指令のみならず、他の発動実績の算定根拠となる一般送配電事業者から指令に対する需要抑制も含まれます。

注1:DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)、属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日(対象実需給年度2024年度における発動指令電源の発動日含む)を除外します。

また、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します(図 3-11 参照)。

注2:4日間の選定方法について

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR 実施日から過去30日以内のDR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。

それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。

注3:端数処理について

需要抑制のベースライン(需要端)の算定において、ベースライン(需要端)および 計算途中での端数処理は行わない。

注4:電力需給ひつ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて

昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくため容量提供事業者においては、経済 DR が実施されることが想定されることから、容量市場の実効性テストにおいては、ベースラインの算定において、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 経済 DR 実施日の取扱い

電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済 DR が実施された場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済 DR 実施日を除外する等の対応を行います。また、広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済 DR を実施した場合についても、同様に対応します。

その際、経済 DR を実施した証憑として以下のような書類を確認します。

- ・容量提供事業者と DR を実施した需要家との契約書等
- ・実際に DR 指令を行ったことを示す資料 (指令時のメール等)

2. お申し出の方法・期日

以下のとおり、容量提供事業者よりお申し出ください。

- 様式: 任意様式
- 連絡先: youryou_uketsuke@occto.or.jp
- ・メールタイトル: (2024年度実効性テスト)経済DR実施日の報告(事業者
 - 名・実施日)
- ・期日: 実効性テスト実施日から5営業日以内

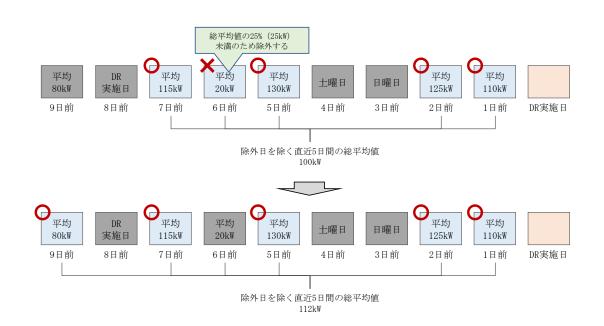


図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図

3.2.2.3 発動実績等の算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制の発動実績[kWh]を算定したうえで、実効性テスト後の期待容量[kW]を算定します。

<電源の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインを減じて、電源の 発動実績[kWh]を算定します。

<需要抑制の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、3.2.2.2 ベースラインの算定にもとづき需要抑制のベースライン (需要端)を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区 分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換します。変換後のベースライン(送電

端)から接続対象電力量(送電端)を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定します。

<電源等リスト全体の発動実績の算定方法>

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績 [kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定します。

<リクワイアメント未達成量の算定方法>

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量 (※1) (容量確保契約書を締結していない場合は期待容量) の30分 kWh 換算値で除してコマごとの達成率を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率 (※2) を算定します。

アセスメント対象容量(容量確保契約書を締結していない場合は期待容量)の30分kWh 換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※1:契約電源が提供するべき供給力・メインオークションにおける応札容量(発動 指令電源の調整係数反映前の値)

※2: 負値となる場合は零とします。

<実効性テスト未達成量の算定方法>

コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]の6コマの合計値を3で除して実効性テスト未達成量[kW]を算定します。なお、実効性テストを2日連続で行った場合、実効性テスト未達成量[kW]の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択することが出来ます。

<期待容量(実効性テスト後)の算定方法>

実効性テスト未達成量[kW]=0の場合

各コマの電源等リスト全体の発動実績の6コマの合計値を3で除して、期待容量(実 効性テスト後)を算定します。

・実効性テスト未達成量[kW]>0の場合

アセスメント対象容量(容量確保契約書を締結していない場合は実効性テスト前に登録した期待容量)から実効性テスト未達成量[kW]を減じて期待容量(実効性テスト後)を算定します。

注1:kW 換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績 [kWh] の合計値は、6 コマ \times 30 分値であるため、kW 値に変換するにあたり、6 コマの合計値を 3 で除す必要があります。

注2:端数処理について

- ・ベースライン (送電端) [kWh] …高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧 は小数点以下第3位四捨五入
- ・接続対象電力量(送電端)[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低 圧は小数点以下第3位四捨五入
- ・コマごとの達成率…小数点第11位を四捨五入
- ・コマごとの未達成率…小数点第11位を四捨五入
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字 10 桁とする
- ・リクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字 10 桁とする
- ・実効性テスト未達成量[kW]…小数点以下切り上げ
- ・期待容量(実効性テスト後)[kW]…小数点以下切り捨て
- ※上記以外は計算途中での端数処理を行わない

3.2.3 再テスト実施有無の検討

本項では、発動実績の算定後に行う再テスト実施有無の検討について説明します(図 3-12 参照)。

- 3.2.3.1 再テスト実施有無の検討
- 3.2.3.2 再テスト希望の登録



図 3-12 再テスト実施有無の検討

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

実効性テストを実施した対象事業者は、実効性テストの結果を踏まえたうえで実効性 テストの再テストの実施有無を検討します。

同時期に再テストを希望する場合には<u>実効性テストの1週間後</u>、別時期に再テストを希望する場合には<u>実効性テスト(夏季再テスト実施時は当該再テスト)の2か月後</u>を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡(属地一般送配電事業者への調整にあたっては、『3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼』から『3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認』までの手続きをご参照ください。)を実施します。その後、すみやかに容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施します。属地一般送配電事業者との再テスト希望時期の調整後に行う実効性テストの実施対応手続きは『3.2 実効性テストの実施』をご参照ください。

再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

注:再テストの回数について

再テストの実施は、夏季および冬季において各1回を上限に受け付けます。属地一般送配電事業者に対して、回数上限を超えて再テストの実施は依頼できません。

3.2.3.2 再テスト希望の登録

実効性テストの再テスト希望を登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて実効性テストに係る項目を入力します。電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「再テスト希望の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-13 参照)。

注:申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の申込は完了していませんので注意してください。

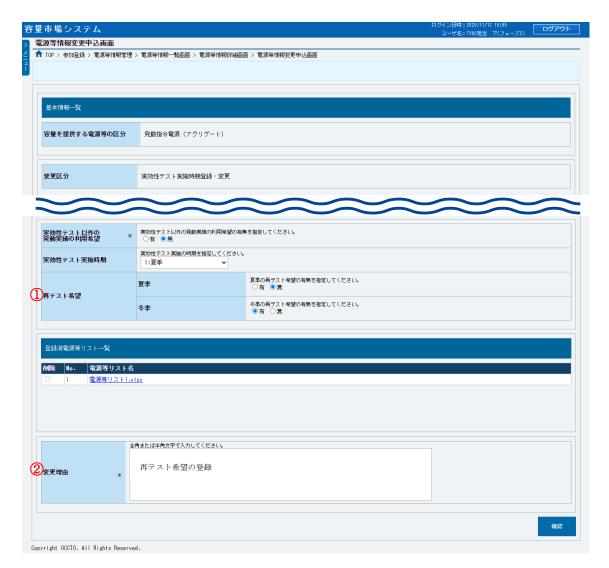


図 3-13「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ 表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

| | No. | 項目 | 記入内容 |
|--|-----|-------------------------|-----------------------------|
| | | | 「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェック |
| | 1 | 再テスト希望 | ※2回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬 |
| | | 季」とも「有」にチェックが入っている状態になる | |
| | 2 | 変更理由 | 「再テスト希望の登録」と記入 |
| | | | 再テスト実施時期(夏季もしくは冬季)を記入 |

※再テスト希望の登録の時点では、「実効性テスト以外の発動実績の利用希望」と 「実効性テスト実施時期」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タ ブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進 みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。 なお、再テスト希望の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源 等情報に反映されます。

3.2.3.3 再テスト希望の取下げ

再テスト希望登録後に、再テスト希望を取下げる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、取下げを行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、対象の「再テスト希望」欄の「無」をチェック し、「変更理由」欄に「再テスト希望の取下げ」と入力してください。入力終了後、 「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリック します(図 3-13 参照)。

注:申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の取下げは完了していませんので注意してください。

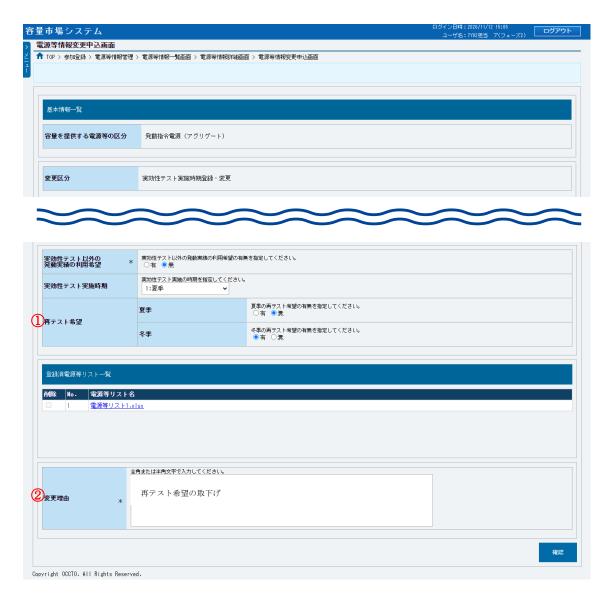


図 3-14「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ 表 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

| No. | 項目 | 記入内容 |
|-----|--------|--------------------------------|
| 1) | 再テスト希望 | 取下げ対象の時期(「夏季」・「冬季」)にて、「無」をチェック |
| 2 | 変更理由 | 「再テスト希望の取下げ」と記入 |

3.3 実効性テスト後手続き

3.3 実効性テスト後手続き

本節では実効性テスト実施後に行う手続きについて説明します(図 3-15 参照)。

- 3.3.1 発動実績の報告依頼の確認
- 3.3.2 発動実績の報告
- 3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)
- 3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

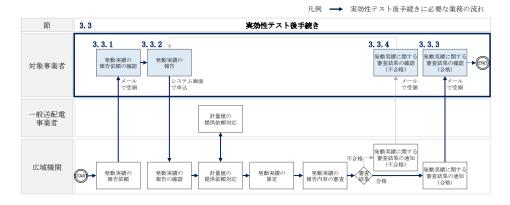


図 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

本項では、発動実績の報告依頼の確認の手続きについて説明します(図 3-16 参照)。

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領



図 3-16 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

2024年2月上旬頃、全ての電源等リスト登録者(市場退出したものを除く)へ、発動 実績の報告依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

発動実績(実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績)を報告していない対象事業者は、2025年3月10日までに、発動実績を報告する必要があります。

3.3.2 発動実績の報告

本項では、発動実績の報告について説明します(図 3-17 参照)。2025 年 3 月 10 日までに、実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績を報告します。

- 3.3.2.1 事前準備
- 3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力
- 3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込
- 3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了



図 3-17 発動実績の報告

注1:発動実績の自主的な報告について

本機関からの発動実績の報告依頼の受領前であっても、発動実績を報告することは可能です。

注2:発動実績の未報告時の対応について

2025年3月10日までに発動実績を報告しない場合、容量確保契約書を締結済の 発動指令電源は市場退出(全量退出)となりますので、注意してください。市場 退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編」(「実需給年度2026年度向け」マニュアル は別途公表予定)の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。た だし、2025年2月に実効性テストを実施し、3月10日までに発動実績が報告でき ない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

注3: 実需給年度中の発動実績の報告方法、提出期限については実需給を対象とした業 務マニュアルで別途お知らせします。

3, 3, 2, 1 事前準備

発動実績算定諸元一覧(EXCEL ファイル)(様式 10)を作成します。発動実績算定諸 元一覧の作成単位は、電源等リスト単位です。

発動実績算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ。よりダウンロード の上、必要な項目を入力します(表 3-4、表 3-5、表 3-6、表 3-7、表 3-8 参照)。

実効性テストによる発動実績を報告する場合には、夏季もしくは冬季の実効性テスト の実施結果を入力します。再テストを実施している場合には、対象事業者が任意に選 択した再テストを含む実効性テストの実施結果を選択できます。また、他の発動実績 を代替して報告することも可能です。

作成した発動実績算定諸元一覧のファイル名は、「「エリア 発動実績 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 A 枝番(ファイルを分割して提出する場合のみ) R 改訂回数.xlsx」」としてください。なお、ファイルサイズが、4MBを超える、もしく は内訳が10,000件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

例) ファイルを分割しない(実績が1個のファイルになる)場合

> 東京 発動実績 0123 2026 0123456789 RO. xlsx 事業者 対象実 電源等 エリア R改定番号 コード 需給年度 識別番号 ※枝番は不要です。

ファイルを分割する(実績が2個のファイルになる場合 例)

•1個目 東京 発動実績 0123 2026 0123456789 A1 R0.xlsx 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定番号 エリア コード 需給年度 識別番号

• 2個目 東京_発動実績_0123_2026_0123456789_A2_R0. x1sx 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定番号 エリア

コード 需給年度 識別番号 ※枝番を付けてください。

⁵ https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html

3.3 実効性テスト後手続き

注1:他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、実効性テストの実施年度の一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が2026年度の場合、2024年度に発動された発動指令の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての 地点が、同一指令(一般送配電事業者からの同一期間に対する指令)に応じた電 源等である必要があります。

他の発動実績を容量市場システムに提出していただく際は、『3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力』をご参照ください。

注2:2日連続で実効性テストを実施した場合について

実効性テスト未達成量の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択の上、本機関に提出いただきます。ただし、2日間の平均値を選択した場合は1日目、2日目の発動実績等についても報告いただきます。

表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目(発動実績シート)

| No. | 項目 | 留意点 | |
|-----|-----------------|----------------------|--|
| 1 | 容量を提供する電源等の区分 | 「発動指令電源」と記入 | |
| 2 | 事業者名 | 電源等リストに記入した事業者名を記入 | |
| 3 | 事業者コード | 電源等リストに記入した事業者コードを | |
| | | 記入 | |
| 4 | 電源等リストの名称 | 電源等リストに記入した電源等リストの | |
| | | 名称を記入 | |
| (5) | エリア名 | 電源等リストに記入したエリア名を記入 | |
| 6 | (リスト単位の) 系統コード | 電源等リストに記入した (リスト単位の) | |
| | | 系統コードを記入 | |
| 7 | 発動開始日時 | 発動開始日時を記入 | |
| | 応札容量または期待容量[kW] | 容量確保契約書を締結している場合はメイ | |
| | | ンオークションにおける応札容量※を記 | |
| | | 入。容量確保契約書を締結していない場合 | |
| 8 | | は容量市場システムに登録した電源等リス | |
| | | ト単位の期待容量を記入。 | |
| | | ※容量確保契約容量は発動指令電源の調整 | |
| | | 係数反映後の値のため記載しない。 | |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-------------|----------------------------|--|
| 9 | 発動実績(電源) | 発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-4 の記載項目(電源シート)の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。 |
| (1) | 発動実績(需要抑制) | 発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-5 の記載項目(需要抑制シート)の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。 |
| (1) | 発動実績(合計) | |
| 12 | コマごとの達成率 | |
| 13 | コマごとの未達成率 | |
| <u>(14)</u> | コマごとのリクワイアメント未達成 量[kWh] | ⑨⑩の記入により自動算定 |
| 15 | リクワイアメント未達成量[kWh] | |
| 16 | 実効性テスト未達成量[kW] | |
| 17) | 期待容量(実効性テスト後)[kW] | |

表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目 (電源シート)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|----------|---------------------|
| 1 | 受電地点特定番号 | 電源等リストに記入した受電地点特定番号 |
| | | を記入 |
| 2 | 電源等の名称 | 電源等リストに記入した電源等の名称を記 |
| | | 入 |
| 3 | BGコード | 電源等リストに記入したBGコードを記入 |

3.3 実効性テスト後手続き

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 4 | 計量·仕訳区分 | 電源等リストに記入した計量・仕訳区分を |
| | | 記入(表 2-7 計量・仕訳区分 |
| | | 参照) |
| 5 | | 「0」で固定(入力不要) |
| | ベースライン[kWh] | ※1 地点複数応札の場合は安定電源のアセ |
| | | スメント対象容量を記入 |
| | | 属地一般送配電事業者から受領した「発電 |
| | | 者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照し |
| | | て記入して下さい。 |
| 6 | 発電量調整受電電力量[kWh] | なお、④を記入した地点については、表 3- |
| | | 6計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法 |
| | | を参照して記入して下さい。 |
| | | ※6 コマ分 |
| 7 | 発動実績[kWh] | ⑥の記入により自動算定 |

表 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目 (需要抑制シート)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|------------------|-------------------------|
| 1 | 対象エリアの損失率[%] | 属地一般送配電事業者の託送供給等約款を |
| | | 参照して電圧区分ごとに記入 |
| 2 | 需要家名 | 電源等リストに記入した需要家名を記入 |
| 3 | 電圧区 八 | 地点の供給電圧をもとに電圧区分(低圧、 |
| (3) | 電圧区分 | 高圧、特高)を記入 |
| 4 | 計量・仕訳区分 | 電源等リストに記入した計量・仕訳区 |
| | | 分を記入(表 2-7 計量・仕訳区分 |
| | | 参照) |
| | | 確定使用量を用いて、3.2.2.2ベースライン |
| | ベースライン(需要端)[kWh] | の算定を参照して記入 |
| | | なお、部分供給の場合は全量の値を用いて |
| 5 | | 算定したベースラインを記入 |
| | | 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用 |
| | | いて算定したベースラインを記入 |
| | | ※6 コマ分 |

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|-------------------|---|
| 6 | 接続供給電力量(需要端)[kWh] | 確定使用量を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を記 入 ※6 コマ分 |
| 7 | ベースライン(送電端)[kWh] | ①③⑤の記入により自動算定 |
| 8 | 接続対象電力量(送電端)[kWh] | ①③⑥の記入により自動算定 |
| 9 | 発動実績[kWh] | ① ③⑤⑥の記入により自動算定 |
| 10 | ベースライン算定における除外日 | ベースライン算定における除外日のうち、下記に該当するものに○を入力ください ・属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日(対象実需給年度2024年度における発動指令電源の発動日含む)・電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済DRが実施された場合の経済DR実施日※1・広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済DRを実施した場合の経済DR実施日※1 ※1 実施時に本機関への申し出が必要となります。(本マニュアル「3.2.2.2 ベースラインの算定注4」参照) |

表 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

| No. | 計量·仕訳区分 | 留意点 |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 1 | バイオマス(混 | ・以下の手順で計量値を算定する。 |
| | 焼)非 FIT 分 | (1)バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT |
| | | 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 |
| | | (2)合算値× (100-バイオマス比率[%]※) ÷100 によりコマ |
| | | ごとの非 FIT 分の計量値を算出し記入する。 |
| | | |
| | | ※電源等リストの「バイオマス比率」欄に記入した数値 |
| 2 | バイオマス(混 | FIT 分の実績は零を記入(実需給年度前に FIT 制度に基づく |

3.3 実効性テスト後手続き

| No. | 計量・仕訳区分 | 留意点 |
|-----|------------|---------------------------------|
| | 焼)FIT分 | 買取が終了する場合、またはバイオマス比率を零に変更する |
| | | 予定の場合についても①の非 FIT 分に実績が含まれる。) |
| 3 | 差分計量 非 FIT | 差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、 |
| | 分 | BG コードにより確認し記入 |
| 4 | 差分計量 FIT 分 | 差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG |
| | | コードにより確認し記入(実需給年度前に FIT 制度に基づく |
| | | 買取が終了することが前提) |
| | | |
| 5 | 按分計量 非 FIT | 按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、 |
| | 分 | BG コードにより確認し記入 |
| 6 | 按分計量 FIT 分 | 差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG |
| | | コードにより確認し記入(実需給年度前に FIT 制度に基づく |
| | | 買取が終了することが前提) |
| 7 | 部分買取 | 部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ |
| | | 登録した地点ごとの BG コードにより確認し記入。なお、部 |
| | | 分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに |
| | | 記載されていない地点 (BG コード) については、当該実績分 |
| | | は評価されません。 |
| 8 | 自己託送地点 | 発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であること |
| | | を、BG コードにより確認し記入 |

表 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

| No. | 計量・仕訳区分 | 留意点 |
|-----|-----------|------------------------------|
| 1 | 部分供給 (全量) | 部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入 |
| 2 | 自己託送地点 | 自己託送需要以外(小売供給による需要)の接続供給電力量を |
| | | 記入 |

注1:計量値の取得について

容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値(発電実績・需要実績)の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。

一般送配電事業者から各地点の計量値を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から計量値を取得することはできません。

注2:買取上限の設定について

FIT 制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、非バイオマス発電部分(FIT 買取上限の範囲外)について容量市場へ参加していただきます。 (電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf

注3:端数処理について

バイオマス (混焼) 非 FIT 分…高圧・特高は小数点以下第 1 位四捨五入、低圧は 小数点以下第 3 位四捨五入

3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力

容量市場システムにて、発動実績に関する項目を登録し、発動実績算定諸元一覧をアップロードします。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックして、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申 込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、必要項目の入力および書類の追加を行います。 期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください(図 3.3 実効性テスト後手続き

3-18 参照)。実効性テストによる発動実績と他の発動実績を提出する場合で「変更理由」の入力内容が異なります(表 3-9、表 3-10 参照)。

書類の追加については、「期待容量情報変更申込画面」の「添付ファイル(追加)」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、発動実績算定諸元一覧(EXCEL ファイル)をアップロードします。

注: 実効性テスト後の期待容量について

実効性テスト後の期待容量がアセスメント対象容量(※1)を上回る場合、容量確保契約容量(※2)は変更されず、期待容量のみが変更されます。また、実効性テスト後の期待容量がアセスメント対象容量を下回る場合、容量確保契約容量および期待容量が変更されます。

なお、メインオークション時に登録していた期待容量と実効性テスト後の期待容量が 異なる場合も、上記と同様に実効性テスト後の期待容量に変更されます。

※1:契約電源が提供するべき供給力・メインオークションにおける応札容量(発動 指令電源の調整係数反映前の値)

※2:締結した容量確保契約書における契約容量(発動指令電源の調整係数反映後の 値) 3.3 実効性テスト後手続き

| 選択 ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 クリア 登録系が付ファイル一覧 | | | ェーズ2) |
|--|-------------------------------|--|--------------------------|
| 下発音コード 1702 1702 1703 170 | | gr > 期待容量情報─覧直面 > 期待容量情報詳細直面 > 期待容量情報変更申込直面 | |
| | | | |
| 下発音コード 1702 1702 1703 170 | | | |
| | 期待容量番号 | 0000001413 | |
| 電影等機能等 0000001821 電影を提供する電源等の区分 発動物を置い 70107~ト) 電影等の名称 | 事業者コード | 7Y02 | |
| | 参加登録申請者名 | 事業者B | |
| | 電源等識別番号 | 0000001627 | |
| | 容量を提供する電源等の区分 | 発動指令電源(アグリゲート) | |
| 2034 | | | |
| 記載容量はす | | | |
| # 神族子で入りしてください。 | | 2004 | |
| #前答章[kt] * #前答字を入りしてください。 100000 *** ************************* | | | |
| # 神経テミスカレてください。 100000 ** ** ** ** ** ** * | 同時最大受電電力[k#] | | |
| # | エリア名 | 北陸 | |
| # 100000 ** | | 半角数字で入力してください。 | |
| XXXXXX XXXXXX XXXXXX XXXXXX XXXXXX | 期待容量[kW] | * 100000 | |
| #出書別一覧 ** ** ** ** ** ** ** | 変更後期待容量[k₩] | | |
| できました アップロードする添付ファイルを選択してください。 | 実効性テスト・発動実績値登録 | | |
| では ファイル で | | 全角または半角文字で入力してください。 変更理由XXXXXXX | |
| 提出書類一覧 | 変更理由 | * | |
| アップロードする添付ファイルを選択してください。 | | | |
| アップロードする添付ファイルを選択してください。 | | | |
| アップロードする添付ファイルを選択してください。 | | | |
| | | | |
| ## | | | |
| 選択 ファイル 強択 ファイルが選択されていません ファイル 選択 ファイルが選択されていません らアップロードしてください。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 クリア ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 クリア 登録系添付ファイル一覧 | | ファイル | クリア |
| 選択 ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 クリア 金鈷系添付ファイル一覧 | | ^{ファイル} 発動実績算出用ファイル・xlsx | |
| 選択 ファイルが選択されていません。 クリア ファイル 選択 ファイルが選択されていません。 クリア | | ファイル 選択 デ動実績算出用ファイル・xlsx ステイル 選択 ファイルが選択されていません イル)を「ファイル選択」ボタンか | クリア |
| 選択 ファイルが選択されているとん。 つりア | 添付ファイル | アファイル 発動実績算出用ファイル・xlsx 発動実績算定諸元一覧(EXCEL ファファイル)を「ファイル選択」ボタンかファイル 選択 ファイルが選択されていません はアップロードしてください。 | クリア |
| | 添付ファイル | アラアイル 発動実績算出用ファイル・xlsx 発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファ ファイルが選択されていません コアイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファ | クリア クリア |
| | 添付ファイル | 7 元イル 選択 7 元イルが選択されていません 3 元イル 3 元 | クリア クリア クリア |
| 削除 No. 添付ファイル名 | 添付ファイル | 7 元イル 選択 7 元イルが選択されていません 3 元イル 3 元 | クリア クリア クリア |
| | 添付ファイル (道加) | 7 元イル 選択 7 元イルが選択されていません 3 元イル 3 元 | クリア クリア クリア |
| | 添付ファイル (歯加) 金融資際付ファイル一覧 | ファイル 選択 突動実績算出用ファイル.xlsx 発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファ イル) を「ファイル選択」ボタンか ファイル 選択 クァイル選択」ボタンか らアップロードしてください。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル | クリア クリア クリア |
| | 添付ファイル (歯加) 金融資際付ファイル一覧 | ファイル 選択 突動実績算出用ファイル.xlsx 発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファ イル) を「ファイル選択」ボタンか ファイル 選択 クァイル選択」ボタンか らアップロードしてください。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル | クリア クリア クリア |
| | 添付ファイル (歯加) 金融資際付ファイル一覧 | ファイル 選択 突動実績算出用ファイル.xlsx 発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファ イル) を「ファイル選択」ボタンか ファイル 選択 クァイル選択」ボタンか らアップロードしてください。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル | クリア クリア クリア |
| 権認 | 添付ファイル (歯加) 金融資際付ファイル一覧 | ファイル 選択 突動実績算出用ファイル.xlsx 発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファ イル) を「ファイル選択」ボタンか ファイル 選択 クァイル選択」ボタンか らアップロードしてください。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイルが選択されていません。 ファイル 選択 ファイル ファイル 選択 ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル | 2U7 2U7 2U7 2U7 |

図 3-18「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-9「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 (実効性テストによる発動実績)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|-------------|----------------------------|
| | | 実効性テストにより算出された期待容量(実効性テスト |
| 1 | 変更後期待容量(kW) | 後)(kW)を入力 |
| | | ※ 1,000kW 未満の場合も入力 |
| 2 | 実効性テスト・ | 「ウマ」とチェック |
| | 発動実績値登録 | 「完了」にチェック |
| | | 発動実績の種別、実効性テストの実施時期、発動年月日 |
| | | および開始時刻・終了時刻を記入 |
| 3 | 変更理由 | |
| | | 例)実効性テストによる発動実績(2022 年夏季) |
| | | 2022/08/01 (火) 12:00-15:00 |

表 3-10「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 (他の発動実績)

| No. | 項目 | 留意点 |
|-----|-------------|-------------------------------|
| | | 他の発動実績(一般送配電事業者からの発動指令の対応 |
| | | の実績) を参照し算出された電源等リスト全体の期待容 |
| | | 量(送電端換算値)(kW)を入力 |
| 1 | 変更後期待容量(kW) | なお、発動実績を算定済みではない場合、『3.2.2 発動実 |
| | | 績の算定』を参照し他の発動実績を算定してください |
| | | |
| | | ※1,000kW 未満の場合も入力 |
| 2 | 実効性テスト・発動実 | 「完了」にチェック |
| 2 | 績値登録 | 1)L1] (C) L9) |
| | | 発動実績の種別、他の発動実績の基になる発動指令の発 |
| | | 動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 |
| 3 | 変更理由 | |
| | | 例)他の発動実績(2024 年発動) |
| | | 2024/08/16 (水) 12:00-15:00 |

3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実効性テスト 編 第3章 実効性テスト 3.3 実効性テスト後手続き

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注:申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注 意してください。

3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」から「審査」 タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」で内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」で「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-19 参照)。 対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致した場合、審査 結果および期待容量の変更登録が完了した旨の通知が送付されます。

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領(発動実績の登録申込)



図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領(発動実績の登録申込)

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。(本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。)変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧(EXCELファイル)と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSVファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、期待容量の登録が完了した旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

注:期待容量の値に基づく対応について

容量確保契約書を締結済の発動指令電源は、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が1,000kW未満である場合、市場退出(全量退出)となります。また、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が1,000kWを上回っているものの容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値の差分が市場退出(部分退出)となります。本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編」(「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定)の第2章2.6と第3章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2025年4月10日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

容量確保契約書を締結していない発動指令電源について、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が1,000kW未満であった場合、調達オークションへの参加や、差替先としての電源等差替ができません。

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-20 参照)。 対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しなかった場合、審査結果および期待容量の変更登録が否認された旨の通知が送付されます。

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領(発動実績の登録申込)



図 3-20 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領(発動実績の登録申込)

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。(本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。)変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧(EXCELファイル)と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSVファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、否認された旨の通知が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

なお、不一致の理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」 ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。

審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待 容量情報審査詳細画面」に進み、「審査内容一覧」の審査コメントを確認します。審 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実効性テスト 編 第3章 実効性テスト 3.3 実効性テスト後手続き

査コメントを踏まえて、再度『3.3.2 発動実績の報告』の手続きを実施してください。

注:発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合の対応について

発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約書を締結済の 発動指令電源は市場退出(全量退出)となりますので、注意してください。市場退 出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル(実 需給前に実施すべき業務(全般)編)(対象実需給年度2026年度)」マニュアルは 別途公表予定)の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。2025年 4月10日までに不備が解消されない場合、本機関により市場退出の手続きを行いま す。

ただし、2025年2月に実効性テストを実施し、4月10日までに不備が解消できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、電源等差替ができません。

Appendix. 1 様式一覧

| 様式1 | 発電事業届出書 |
|-------|--------------------------------|
| 様式2 | 電気工作物変更届出書 |
| 様式3 | 自家用電気工作物使用開始届出書 |
| 様式4 | 特定自家用電気工作物接続届出書 |
| 様式5 | 接続検討回答書 |
| 様式6 | 工事計画届出書 |
| 様式7 | 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表 |
| 様式8 | 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) |
| 様式 9 | 電源等リスト |
| 様式 10 | 発動実績算定諸元一覧 |

様式1 発電事業届出書

様式第 31 の 17 (第 45 条の 19 関係)

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け出ます。

| | | | | | | | | | | 備考 |
|---------------------|-------------|-------------------------------------|--------|-----|----|-------------------------------|-----------------------|----------------|-----------|----|
| 主たる営 | 类形 | | 名称 | | | | | | | |
| 土たる呂 | 未別 | | | 所在地 | | | | | | |
| その他の | 骨紫 赤 | | | 名称 | | | | | | |
| ての他の | 百米/川 | | 所在地 | | | | | | | |
| | 発電所の名称 | 設置の場所 (都道府県 市区町村を 記載すること。) | 原動力の種類 | 周波数 | 出力 | 特定発 電用電 気工作 物の出 力 | 特電気物 続 電力 を開工作 接 大 | 供給 の相 手方 | 供給の 内容 | |
| 電用の電気工作物発電事業の用に供する発 | | | | | | | | | | |
| 専ら自己の消費の | | | | | | | | | | |
| 用の電気工作物の消費の用に供する発電 | | | | | | | | | | |
| 事業開始 | の予定年月日 | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 、電子メールアド | レスその他の連絡 | 各先 | | | | | | | |

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 - 2 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当 該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

様式2 電気工作物変更届出書

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり電気工作物の変更をしたい(変更をした)ので、電気事業法第9条第1項 (第9条第2項)の規定により届け出ます。

| 電気 | 事業ℓ | 用に信 | 共する | 電気 | 工作 | 勿 | 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 | 備 | 考 |
|----------|-----|--------------|-----|----|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 発 電 | 設 | 置の場 | 所(| 都道 | 存県郡 | 市 | | | | | | | | |
| 電気 | 区 | 区町村を記載すること。) | | | | | | | | | | | | |
| 工 | 原 | 動 | 力 | の | 種 | 類 | | | | | | | | |
| 用作 | 周 | | I | 支 | | 数 | | | | | | | | |
| の物 | 出 | | | | | カ | | | | | | | | |
| 変電 | | 置の場 | 所(| 都道 | 存県郡 | 市 | | | | | | | | |
| 電気工 | 区 | 町村を | 記載 | する | こと。) | | | | | | | | | |
| 用作 | 周 | | Æ | 支 | | 数 | | | | | | | | |
| の物 | 出 | | | | | カ | | | | | | | | |
| 送 | 設 | 置の場 | 所(| 都道 | 苻県郡 | 市 | | | | | | | | |
| 電用 | 区 | 町村を | 記載 | する | こと。) | | | | | | | | | |
| の | 電 | | 気 | ナ | j i | 式 | | | | | | | | |
| 電 | 設 | 置 | . 0 | כ | 方 | 法 | | | | | | | | |
| 気工 | 口 | | 剎 | 泉 | | 数 | | | | | | | | |
| 作 | 周 | | Ð | 女 | | 数 | | | | | | | | |
| 物 | 電 | | | | | 圧 | | | | | | | | |
| 配電 | 電 | | 気 | ナ | j | 式 | | | | | | | | |
| 電気工 | 周 | | Œ | 支 | | 数 | | | | | | | | |
| 用作の物 | 電 | | | | | 圧 | | | | | | | | |

- 備考1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 - 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 - 4 当該項目のない欄は、省略すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式3 自家用電気工作物使用開始届出書

| 様式第60 | 自家用電気工 | 作物 | 1使用開始 | 届出書 | | | (別組 | £7) |
|-------|--------|----|---------|--------|---------|---|-----|-----|
| | | | | | 番 令和 | 年 | 月 | 号日 |
| | 殿 | | | | | | | |
| | | 住 | (〒 所 | - |) | | | |
| | | 氏 | 名(名称 | 及び代表者の | 氏名) | | | |
| | | (法 | :人番号: | |) | | | |

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

| 電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地 | 事業場の名称 事業場の所在地(〒 –) |
|-----------------------|---|
| 電気工作物の概要 | 最大電力 kW 受電電圧 kV 非常用予備発電装置 電圧 V、出力 kW 供給変電所 <u>変電所</u> |
| 使用開始年月日 | 令和 年 月 日 |

(備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 代表者の押印は、省略可能。

様式4 特定自家用電気工作物接続届出書

様式第31の25 (第45条の28関係)

特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第28条の3第1項の規定により届け出ます。

| | | | の別) | | |
|--------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 3 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 3 | | | | |
| | | | | | |
| | 1 | | | | |
| 子メールアドレス | 子メールアドレスその他の連 | 子メールアドレスその他の連絡先 | 子メールアドレスその他の連絡先 | マメールアドレスその他の連絡先 | スメールアドレスその他の演怒生 |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 5 接続検討回答書

接続検討回答書

別添

(高圧版)

様式 AP8-20181001

回答日 年 月 日

1. 申込者等の概要

| 申込者 | |
|-----|--|
| 検討者 | |

2. 接続検討の申込内容

| 発電者の名称 | |
|----------------|--|
| 発電場所 (住所) | |
| 最大受電電力 | |
| アクセス設備の運用開始希望日 | |

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a)連系可否:可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)
- (b) (連系否の場合) 否とする理由:
- (c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由:
- (d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力:

(2) 系統連系工事の概要 (工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

- (a)工事概要図
- (b)連系点・送電線ルートの選定理由:
- (c)工事の必要性と設備規模:

1 秘密情報 目的外使用・第三者への開示を禁止します ○○電力株式会社 様式6 工事計画届出書

(事業場番号)

工事計画届出書

年 月 日

殿

T 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

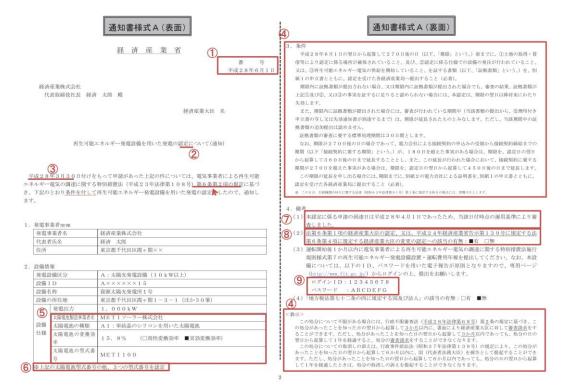
印

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

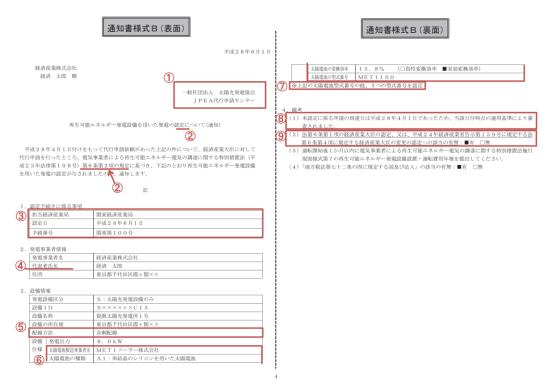
様式7 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

| Г | | | 受 電 地 | 点 明 細 表 | (高圧以上) | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|------|-------|---------|------------|--------------|-----------------------|---------------|------|------|-----|------|------|--------|----------|-------|---------|-------|--------|
| П | 受電地点特定委号 | 発電者 | 発電場所 | 受電地点 | 契約 受電電力 | 同時最大 受電電力 | 予備送電 サービスA 契約電力 | 予療送電: 契約電力 | -EXB | 受電方式 | 周接數 | 受電電圧 | 計量電圧 | 発電80名称 | 発電80>-}* | FIT対象 | 契約適用開始日 | 基準検針日 | その他特配事 |
| H | | | | | | | 突形电刀 | 9680 W.77 | 父电电应 | | | | | | | | | | |
| Н | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ш | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ļ | | | | | | | L | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | - | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | _ | | | | |
| | | | | | | | 357 | æ | e to | L. | ь | пп | | èm | # / | | V 1 18 | | |
| | | | | | | | 受 | 電 | . 坩 | 12 , | 点 | 明 | j | 細 | 表(| 、局圧し | 认上) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | _ | | | | | |
| i | 受電地点 | 特定番号 | | 発電者 | | | 発電 | 場所 | | | | 受' | 電地 | 点 | | 契約 | 约 | 同時 | 最大 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 受電 | 動力 | 22. 4 | 電力 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 又电 | 린/) | 又电 | 电力 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | - | | | _ | | | | _ | | | | | _ | | | | |
| _ | | | | | | | | | | _ | | | | | | | | | |
| | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)



様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)



様式9 電源等リスト

入力シート

電源等リスト

| | ·入力は、10,000件までとな | <u> こております。10,000件を超える場合には、別ファイ</u> | <u>/ルを作成してください。</u> | | | | | | |
|---|--|---|---|---|-----------------------|--|---------|----------|--------------|
| | | ⇒入力頂くセルとなります。 | ⇒「エリアを確認して | | | _ | | | |
| | 項目 | 入力欄 | ⇒「エリアを確認して ください」というメッ セージがでましたら系 統コードとエリア名を 確認願います。 | 項目(事業者の連絡先) | 入力欄 | | | | |
| | 実需給年度 | | セージかでましたら糸 毎コードレエロマタを | 住所 | | | | | |
| | 容量を提供する電源等の区分 | 発動指令電源 | 確認願います。 | 事業者名 | | | | | |
| | 電源等リストの名称 | | | 部署 | | | | | |
| | (リスト単位の) 系統コード | | | 担当者名 | | | | | |
| | エリア名 | | <u> </u> | 電話番号 | | | | | |
| | 事業者コード | | | メールアドレス | | | | | |
| 注意事項 | ・空白行は入れないでください。 空白行以降の内容は受け付け ることが出来ません。 | ・半角22桁で入力・受電地点特定番号が発番されていない新設電源は、「999999999999999999999999999999999999 | 家庭用の低圧連系の電源等の場合は、需要家名を入力 | ・名称を定めていない場合は、任意で入力 ・家庭用の低圧連系の電源等の号機が存在しない場合は、「電源等の名称」と同一名称を入力 ・需要抑制は入力不要 | ・電源等の所在地を入力 | ・系統コードが発養されていない新設電源・ 需要抑制は入力不要 ・系統コードが発養されていない家庭用の低 圧達系の電源等は低圧群コードを入力 | | | 電源の場合は入力不要 |
| No. | 供給力提供区分 | (受電/供給) 地点特定番号 | 電源等の名称/需要家名 | 号機単位の名称 | 所在地 | (個々の電源の) 系統コード | 電源種別の区分 | 発電方式の区分 | 電圧区分 |
| | DVID/JUCIVI—/J | (X-E) 10H / - Emily AL B - 5 | 中はサッセリッカスから | う機単位の石が | 7/11 1.1 5 | (個人の根據の) おがコー1. | 电源性別の位力 | 光电力式の位力 | 电压应力 |
| 1 | | (XH/VIII) ChillyCH7 | 中級なり行列を表示し | ケ城半世の石村 | 7/11145 | (個人の毛底の)を削口一丁 | 电線性別の色力 | 光电力式切应力 | 电红丝刀 |
| 1 2 | 000033200=23 | 1.S. Pey LVIId / Pomitiv ALB 7 | H640/011/1022/01 | う版半世が日村 | mure | (個ペの最盛の) 24億円-1. | 电源性别以应力 | 光电力工心应力 | 电压应力 |
| 1 2 3 | 0 VIG733CV(=23 | (X-My bold) - Conto ALB - C | History | ラ陽単位の石が | 7)1148 | (B. Welky) xilid=1. | 年級性がの公方 | 光电/八八四位分 | 电红色力 |
| 1 2 3 4 | V (1473 30.0 V == 73 | (X-Hg) EVIGT - Family ALB - 7 | HAIK サジゼヤツ m 安みゼ | 方徳年世の石か | ///LAS | (B.(A)#630) 26877-1. | 电级性剂切坠刀 | 光电灯工机片灯 | 形工公刀 |
| 1 2 3 4 5 | | (X-H) FAIGT - Control ALB - C | HAIK サジゼヤリ m 安みゼ | - 万徳年世の石か | ///1145 | (周人公田部の) 266円 1. | 电级性剂切坠刀 | 光电力工以应力 | 电红色刀 |
| 1 2 3 4 5 | 5 (NIL) 3 (L) (L) | (X-Hy ovid) - Control ALB - C | HAIK サジゼヤツ m 安みゼ | う徳年世の石か | ///II-8 | (周人公田部の) 26年1 | 电级性剂切坠刀 | 光电力工以应力 | 电红色刀 |
| 1 2 3 4 5 6 | 0 (NIL) 3 JAL 0 (1993) | (X-Hg) FVIII 7 - CANTO AL B 73 | HAIKをひむがり而来から | う徳年世の石作 | ///1148 | (周人公田等公) 为约约二十. | 电级性剂切坠刀 | 光电力工以应力 | 电红色刀 |
| 1 2 3 4 5 6 7 | 5 (NIL) 3 (NIL) 5 | (X-My bold) - Control AL 19 73 | HAISTANCTINY mix かい | ラ陽単位の石が | 77/11-15 | (周人公田等の) 266771 | 电级性剂切碎刀 | 光电力工以应力 | 电正应力 |
| 1 2 3 4 5 6 7 8 | | (X-My bold) - Control AL 19 73 | HAISTANCTINY mix かい | ラ陽単位の石が | mus | (周人公田(30)) 为约5011 | 电级性剂切碎刀 | 光电力工以应力 | 帯江 ムガ |
| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 | | (X-Hy bvid) - Comto ALB - C | HAIS サジゼヤツ m 安かせ | う徳羊世の石が | ///II-6 | (周人公田(武公) 为约5000000000000000000000000000000000000 | 电级性剂切坠刀 | 光电力工以应力 | 用工业力 |
| 11 | | (X-Hg) UNIG 7 *Gmitt) AL B *G | HAIS サジゼヤツ m 安かせ | う徳羊世の石が | ///II-8 | (周人的神经(30)) 为约约二十二 | 电级性剂切坠刀 | 光电/11以位力 | 帯江 ムガ |
| 11 12 | | (X-Hg) EVIGT *GmitVALB** | HAIS サジゼヤツ m 文 かし | う徳年世の石が | ///II-8 | (IB.4.0) NORTH 1. | 电级性剂切坠刀 | 光电力工以应力 | 用工业力 |
| 11 12 13 | | (SCHE) EVICE / FEMILIA AL ES TO | HAISTANDINY m文かし | ラ陽単位の石が | mus | (18.4 (A)=18.0(A) 26.0(A) 1. | 电级性剂切碎刀 | 光电/11以应力 | 电红色刀 |
| 11 12 | | (X-Hg) (VIG) - Control AL B - C | HAISTANTINY m文かし | う徳羊世の石が | muse | (IB.4.0) NON-1. | 电级性剂切碎刀 | 光电/11以应力 | RILDI |

| 下は切り捨て) (需要抑制の場合は記 | (需要抑制は記入不 要) | | | 対象電源のみ記入・需要抑制は記入不要 | 対象電源のみ入力・YYYYMMで記載 (例: 202101)・需要抑制は記入不要 | | | | 記入不要 | ・特記事項があれば記入 |
|-----------------------|-----------------|---------|-------|---|--|----|------------|--------------------|------|-------------|
| 設備容量[kW] | 運開年月 | 計量·仕訳区分 | BG⊐−ド | FIT認定ID | 特定契約終了年月 | 予備 | バイオマス比率[%] | バイオマスFIT・非FITペアフラグ | 予備 | 特記事項 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

様式 10 発動実績算定諸元一覧

発動実績シート



| | | 白劲 | 172個 | | | 自動算定機 | | | | | | 自勃算定機 | | | | | | 実効性テスト時のみ有効 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|-----------|------------|---------|---------|-------------------|----------------|---------------------|
| | | ⊐⊽೭೭ | の達成率 | | | | | コマごと | の未達成率 | | | | Ξ. | マごとのリクワイフ | メント未達成星[kV | Wh] | | リクワイアメント未達成皇[kWh] | 実効性テスト未達成量[kW] | 期待容量 (実効性テスト後) [kW] |
| 137日 | 237日 | 3348 | 437日 | 5コマ目 | 634日 | 137日 | 237目 | 307 | 437日 | 53 7 目 | 634日 | 137日 | 237日 | 3348 | 437日 | 537目 | 634日 | | | |
| #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 白動員 | 泛樹 | | | 自动算足機 | | | | | | | | 自動詞 | 12個 | | |
|------|------|---------|--------------------|------|------|-------|------|---------|-----------|------|------|-----------------|------|------|------|------|------|
| | | 発劲実績 (金 | <u>ነ</u> ያተ) [kWh] | | | | | 発劲実績 (1 | 能源) [kWh] | | | 発動実績(需要抑制)[kWh] | | | | | |
| 137日 | 237日 | 304日 | 437日 | 234目 | 6348 | 137日 | 2378 | 3348 | 437日 | 234E | 634팀 | 137日 | 237日 | 3348 | 437日 | 237E | 634日 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

注意事項
- 「応礼容業または期待容業[kW]」は当該電源の
電場解促契約書の解析状況に応じて以下の通り記入する。
需導解促契約書を解析す。メインサークション時の応礼容業※を記入
容易解促契約書を解析:客卓市帰システムに登録した電源等リスト単位の期待容業を記入
※容楽確保契約音楽は発動指令電源の調整係数反映後の値のため記載しないようにしてください。

| 2ファイル目) | | Se de COA | - kWh値を入力 | | | | | | 価を入力 | | | | | | |
|----------------------|-------|------------|----------------|--------------|--------|-------------|-------|-------|----------------|--------------|-----|--|--|--|--|
| | | 発動実績 | | | | | | | (需要抑制) | | | | | | |
| 134日 | 207日 | 3048 | 437日 | 5348 | 6348 | 137日 | 207日 | 3048 | 407日 | 5348 | 67 | | | | |
| 3ファイル目) | | | - kWh価を入力 | | | | | - Wh | 価を入力 | | | | | | |
| 地動実績 (電源) | | | | | | | | | (密要抑制) | | | | | | |
| 137日 | 207日 | 307日 | 437日 | 53₹ <u>B</u> | 6348 | 137日 | 2コマ目 | 3078 | 437日 | 5⊒√ <u>B</u> | 63 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4ファイル目) | | | - kWh価を入力 | | | | | | 価を入力 | | | | | | |
| を動実績 (電源) | | | | | | 免劲実績 (需要排制) | | | | | | | | | |
| 137日 | 237日 | 307日 | 437日 | 537日 | 6348 | 137日 | 237日 | 304日 | 437日 | 537日 | 63 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5ファイル目) | | 2x-64/T04/ | - kWh値を入力 | | | | | | 価を入力 | | | | | | |
| | | 発動実績 | | 5 | | | | | (雷要抑制) | 50 | | | | | |
| 137日 | 237日 | 337 | 437日 | 534E | 6348 | 137日 | 237日 | 3048 | 437日 | 534目 | 67 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ファイル目) を効実績 (電源) | | | - kWh値を入力 | | | | | | 価を入力 (密要抑制) | | | | | | |
| 137日 | 207日 | 3078 | 4378 | 5348 | 637E | 1378 | 207日 | 3378 | 437E | 577E | 67 | | | | |
| 1741 | 23411 | 27411 | 4741 | 21411 | 0.1411 | 17411 | 23411 | 21411 | 4371 | 21411 | 0.1 | | | | |
| 7ファイル目) | | | - kWh価を入力 | | | | | LAN | 値を入力 | | | | | | |
| カライル目) | | | - KWMJII Z AJJ | | | | | | (雷要抑制) | | | | | | |
| 137日 | 237日 | 3378 | 437日 | 5778 | 6348 | 137日 | 2コマ目 | 3048 | 43寸目 | 537E | 67 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8ファイル目) | | | - kWh値を入力 | | | | | - kWh | 価を入力 | | | | | | |
| | | 尧劲実績 | | | | | | | (密要抑制) | | | | | | |
| 137目 | 四相 | 304日 | 437日 | 234B | 634日 | 137日 | 207日 | 3048 | 407日 | 234目 | 63 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9ファイル目) | | | - kWh値を入力 | | | | | | 価を入力 | | | | | | |
| を効実績 (電源) | | | | | | | | 発動実績 | (雷要抑制) | | | | | | |
| 137日 | 277日 | 307日 | 437日 | 2148 | 6348 | 137日 | 237日 | 304日 | 437日 | 2348 | 67 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10ファイル目)※ | | 2-4-20-1 | - kWh価を入 | t . | | | | | 価を入力 | | | | | | |
| | | 発動実績 | (電源) | | | | | 免劲実績 | (密要抑制) | | | | | | |

※10ファイル目以降の発効実績がある場合は、10ファイル目以降の合質値を入力

電源シート

発動実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

| 項目 | 入力欄 |
|----------------|-------------|
| 容量を提供する電源等の区分 | 発動指令電源 (電源) |
| 事業者名 | |
| 事業者コード | |
| 電源等リストの名称 | |
| エリア名 | |
| (リスト単位の) 系統コード | |
| 発動開始日時 | |

注意・電源等リストに電源として ・同左

同左・同左

固定値

・kWh値を入力

・自動算定欄

| 事項 | 登録した地点を全て記載 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|--------|--------|----------|------|------|------|---------|------|------|------|------|-----------------|------|------|------|------|------|------|--------|------|---------------|--|
| No. | 受電地点特定番号 | 電源等の名称 | BG⊐−ド | 計量·仕訳区分 | | | ベースラ | イン[kWh] | | | | | 発電量調整受電電力量[kWh] | | | | | | 発動実績 | 績[kWh] | | | |
| NO. | 文电池無特定曲号 | 电脉子の石が | D07_1. | 11里"江水区刀 | 1コマ目 | 2コマ目 | 3コマ目 | 4コマ目 | 5コマ目 | 6コマ目 | 1コマ目 | 2コマ目 | 3コマ目 | 4コマ目 | 5コマ目 | 6コマ目 | 1コマ目 | 2コマ目 | 3コマ目 | 4コマ目 | 5コマ目 | 6 3 7E | |
| 1 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | 0 | 0 | 0 |) (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | 0 | 0 | 0 | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | 0 | 0 | C | (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | 0 | 0 | 0 |) (| 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |

需要抑制シート

発動実績算定諸元一覧

- 入力は、10.000件までとなっております。10.000件を超える場合には、第ファイルを作成してください。 ⇒入力頂ぐセルと切ます。

| 項目 | 入力標 | 電用 |
|----------------|---------------|------|
| 容量を提供する電源等の区分 | 発動指令電源 (需要抑制) | - 10 |
| 事業省名 | | 20 |
| 事業者コード | | 96 |
| 電源等リストの名称 | | |
| ゴリア名 | | |
| (リスト単位の) 系統コード | | |
| | | |

| 電圧区分 | 対象エリアの損失率[%] |
|------|--------------|
| 低圧 | |
| 高圧 | |
| 特高 | |

| | 96300PGSCILLING | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------------|------|------|---------|------|--------|--|--|-------|------|------|--------------|---------|-----------|----|--------------|--------------------|------|--|---------|-------------------|------|------|--|---|--|--|------|------|------|---------------|---------------|--|
| 注意 專項 | ・電源等リストに需要抑制とし で登録した地点を全て記載 | - 同左 | ・同左 | ・同左 | | - high | | h値を入力 i値(端数処理は | うわない) | | | - AWhite を入力 | | | | | | | | - 自動策定標 | | | | | | - 自動貨主機 | | | | | | | |
| | | | I | | | | ベースライン | (養養協) [kW | h | | | - | 技能供給電力量 | (養養鶏) [kW | h] | | ベースライン (送電塘) [kWh] | | | | 授税対象電力量(送電塘)[kWh] | | | | | 発動実績[kWh] | | | | | | | |
| No. | 供給地点特定番号 | 需要家名 | 電圧区分 | 計量-仕訳区分 | 1378 | 2378 | 3378 | 437日 | 5348 | 6348 | 137日 | 2378 | | | | 6348 | 1378 | 2078 | | 4378 | 6고소림 | 1348 | 2078 | 3378 | | | 6348 | 134日 | 2378 | 3378 | 437日 | 537B | 637日 ; |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | + | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - | | | $\overline{}$ | $\overline{}$ | $\overline{}$ |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | + | | | \vdash | $\overline{}$ | |
| | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | \vdash | |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | | | + | | - | \vdash | \vdash | |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | + | | | | | - | | | | + | | | \vdash | - | |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | _ | | | | | + | | | | + | | | \vdash | \vdash | |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | + | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | |
| \vdash | | | + | | | | | | | | | | + | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | |
| - | | | + | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | _ |
| - | | | + | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | + | | | | | | | | | + | - | - | \vdash | - | _ |
| - | | | + | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | + | | | | | | | | | + | - | - | \vdash | \vdash | + |
| H- | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | - | | | | | | | | 1 | | | - | + | | - | \vdash | \vdash | |
| H- | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | - | | | | + | | | \vdash | \vdash | |
| H- | | | + | | | _ | | | | | | | | | | | | | _ | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | _ |
| H- | | | + | | | | | | | | _ | | 1 | | | | | | + | | | | | | | - | | + | | | \vdash | \vdash | _ |
| H- | | | + | | | | | | | | | | 1 | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | \vdash | $\overline{}$ |
| H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | + |
| \vdash | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | + | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | |
| | | | - | | | | _ | _ | | | | | _ | | | | | | + | | | | | | - | | | + | | | \vdash | \vdash | + |
| - | | | - | | | | | | | | | | _ | | | | | | _ | | | | | | | | | + | | | \vdash | - | |
| - | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | + | | | | | | | - | | + | | | \leftarrow | | + |
| - | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - | | + | | | \leftarrow | - | + |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | \leftarrow |

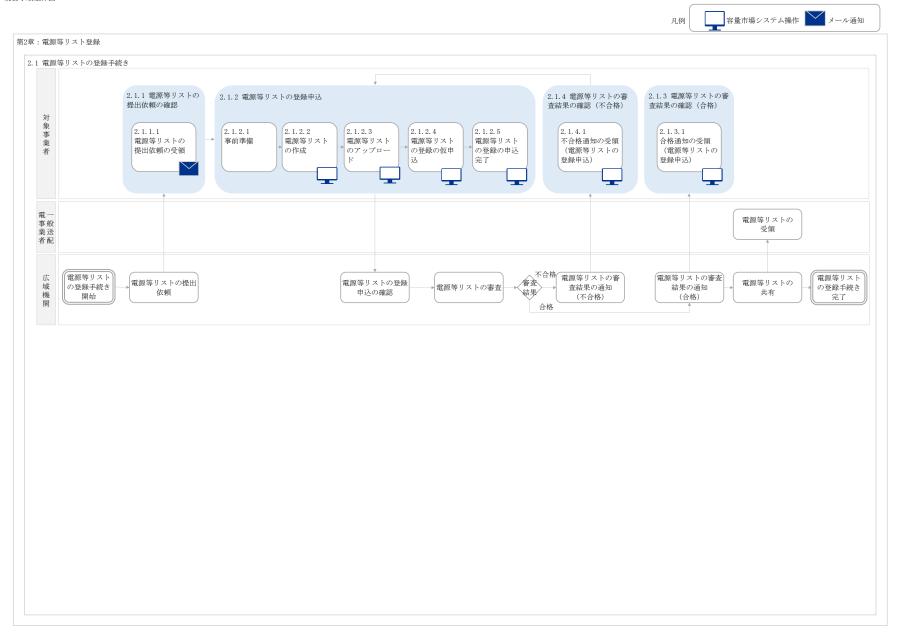
| | ベースライン質定における除外日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|-------------------|
| #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUÉ! | #VALUÉ! | #VALUE! | #VALUÉ! | #VALUË! | #VALUĒ! | #VALUÉ! | #VALUÉ! | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | \Box |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | lacksquare |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | $\overline{}$ | lacksquare |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | \longrightarrow |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | $\overline{}$ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | \blacksquare |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |

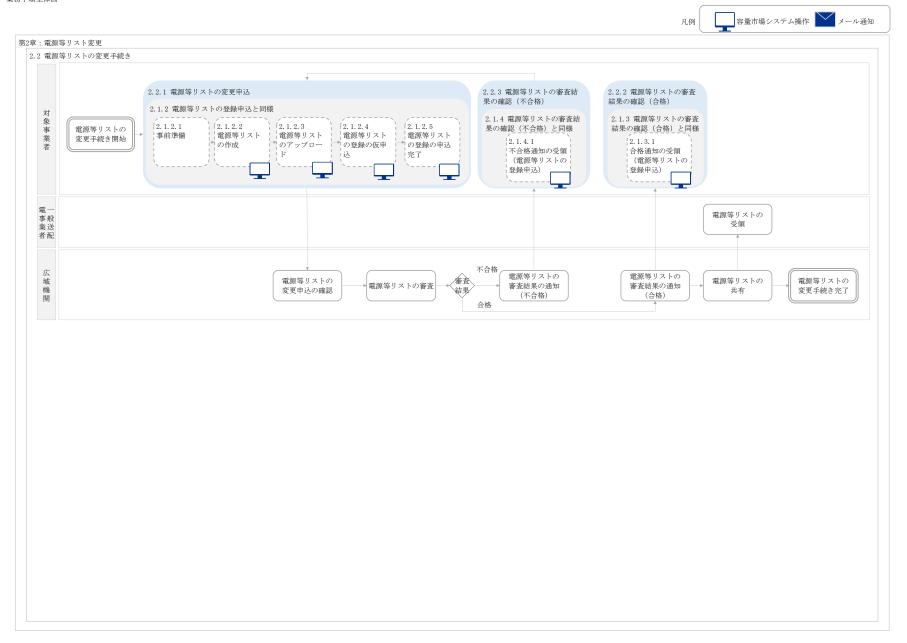
Appendix. 2 図表一覧

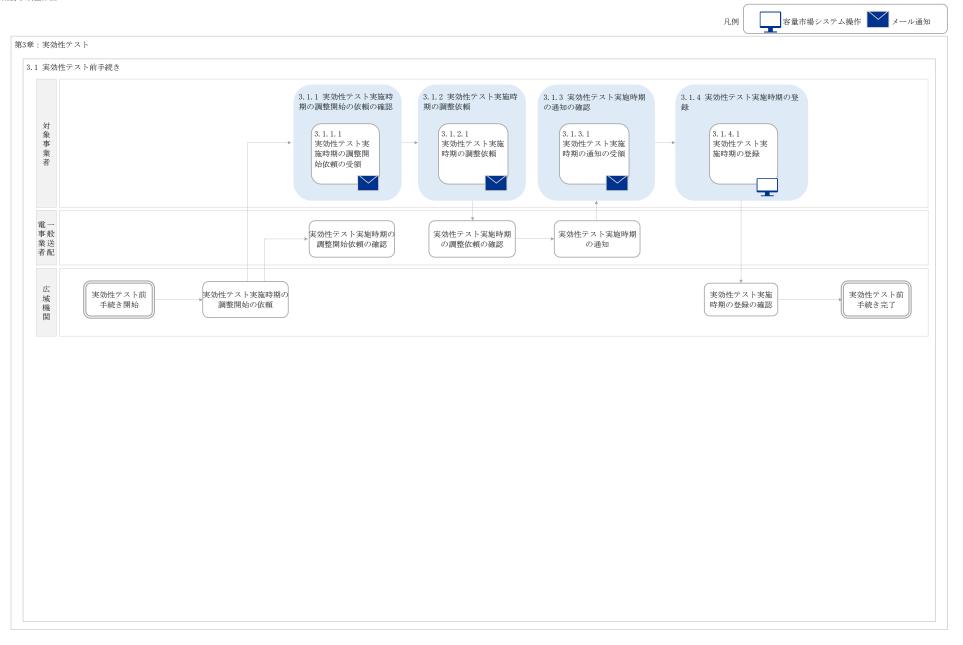
| 図 | 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール | 5 |
|---|--------------------------------|-----|
| 図 | 1-2 実効性テストに係る手続き | 6 |
| 図 | 1-3 本業務マニュアルの構成(第1章除く) | 8 |
| 図 | 2-1 第 2 章の構成 | 9 |
| 図 | 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成 | .10 |
| 図 | 2-3 電源等リストの提出依頼の確認 | .10 |
| 図 | 2-4 電源等リストの登録申込 | .11 |
| 図 | 2-5「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ | .26 |
| 図 | 2-6 電源等リストの審査結果の確認(合格) | .28 |
| 図 | 2-7 電源等リストの審査結果の確認(不合格) | .29 |
| 図 | 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成 | .31 |
| 図 | 2-9 電源等リストの変更申込 | .33 |
| 図 | 2-10 電源等リストの審査結果の確認(合格) | .34 |
| 図 | 2-11 電源等リストの審査結果の確認(不合格) | |
| 図 | 3-1 第 3 章の構成 | .36 |
| 図 | 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成 | .37 |
| 図 | 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認 | .37 |
| 図 | 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼 | .38 |
| 図 | 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認 | .38 |
| 図 | 3-6 実効性テスト実施時期の登録 | .39 |
| 図 | 3-7「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ | .40 |
| 図 | 3-8 実効性テストの実施の詳細構成 | .42 |
| 図 | 3-9 実効性テストの実施指令への対応 | .42 |
| 図 | 3-10 発動実績の算定 | .43 |
| 図 | 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図 | .46 |
| 図 | 3-12 再テスト実施有無の検討 | .48 |
| 図 | 3-13「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ | .50 |
| 図 | 3-14「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ | .52 |
| 図 | 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成 | .53 |
| 図 | 3-16 発動実績の報告依頼の確認 | .53 |
| 図 | 3-17 発動実績の報告 | .54 |
| 図 | 3-18「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ | .63 |
| 図 | 3-19 発動実績に関する審査結果の確認(突合結果一致) | .66 |
| 図 | 3-20 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致) | .67 |

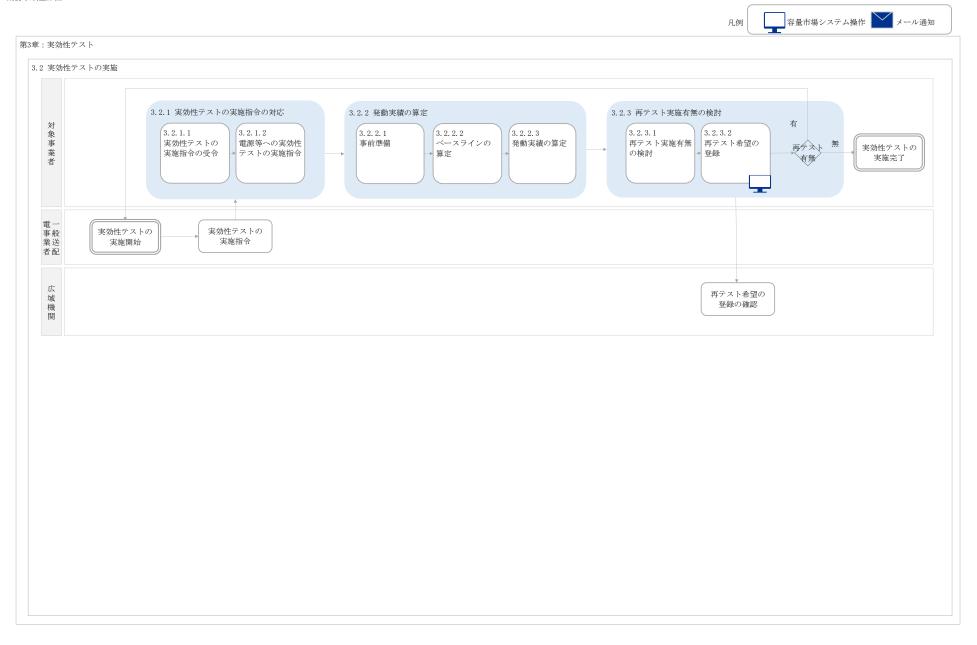
| 表 | 2-1 発動指令電源(電源)に係る提出書類一覧13 |
|---|---|
| 表 | 2-2 発動指令電源(需要抑制)に係る提出書類一覧14 |
| 表 | 2-3 電源等リストの記載項目一覧(共通)16 |
| 表 | 2-4 電源等リストの記載項目一覧(電源)17 |
| 表 | 2-5 電源等リストの記載項目一覧(需要抑制)21 |
| 表 | 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項 |
| 表 | 2-7 計量・仕訳区分 |
| 表 | 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目26 |
| 表 | 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目40 |
| 表 | 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目50 |
| 表 | 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目52 |
| 表 | 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目(発動実績シート)56 |
| 表 | 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目(電源シート)57 |
| 表 | 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目(需要抑制シート)58 |
| 表 | 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法59 |
| 表 | 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法60 |
| 表 | 3-9「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 (実効性テストによる |
| | 発動実績) |
| 表 | 3-10「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 (他の発動実績).64 |

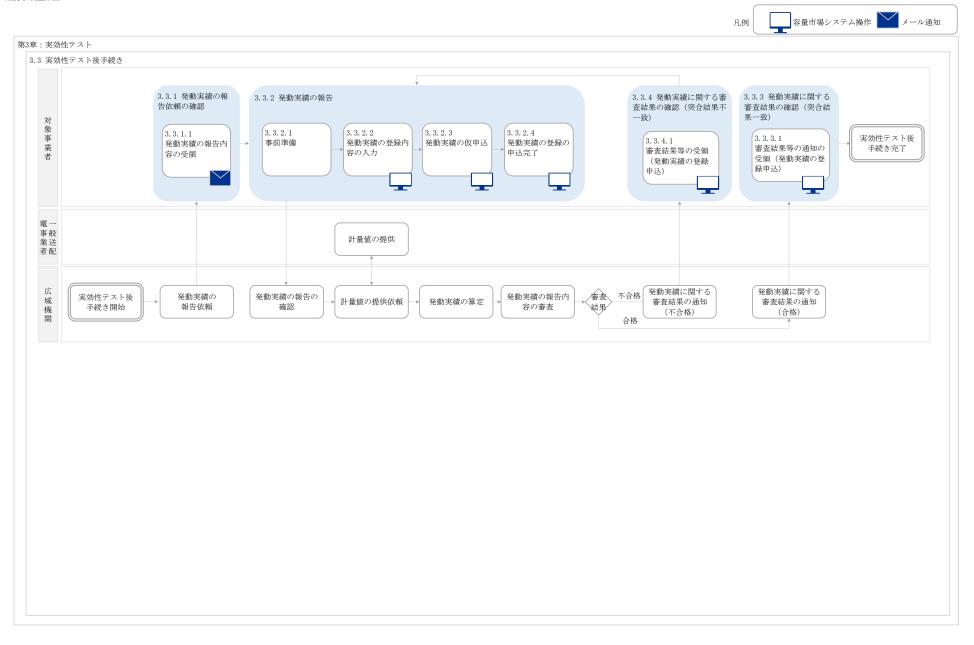
Appendix.3業務手順全体図











「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(対象実需給年度:2026年度)」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|--|
| 1 | 6 | 実効性テストフローチャートの広域機関処理プロセス「発動実績の審査・登録完了通知」に関し、2024年度は実績値の突合せ後の連絡が予定より2か月以上遅延 (2023年5月→7月) した一方で、容量提供事業者の確認期日が約1週間程と短く、余裕のある工程となるようスケジュール及び運用方法を見直しいただきたい。 | 実効性テストの運用スケジュールは今後も検討を続けます。 いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 2 | | 「提出書類の準備(需要抑制)」において、需要家名および供給地点特定番号のエビデンスを提出する必要があるが、効率化の観点から、事業者が前回(対象実需給年度:2025年度)提出した需要家と今回(対象実需給年度:2026年度)提出する需要家で重複(需要家名および供給地点特定番号が完全一致)となる需要家については、既に前回提出済みかつ確認がなされているため書類の提出を省略することはできないのか。 ※仮にこれが認められる場合、今回(対象実需給年度:2026年度)提出した需要家と次回(対象実需給年度:2027年度)提出する需要家で重複(需要家名および供給地点特定番号が完全一致)となる需要家についても同様の扱い(今回書類の提出を省略した需要家は次回も書類の提出は省略可能) | 書類提出の省略による、容量提供事業者の業務の省力化についてのご意見として承りました。 いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 14 | 提出書類にておいて、需要家名、供給地点特定番号の記載が正しければ、必ずしも最新の日付が明記してある資料でなくても問題ないでしょうか。 | 対象実需給年度:2024年度向けの電源等リストにおいて、提出いただいた情報が最新でなかった等のケースが散見されており、 登録情報の正しさを確認する一助として最新の情報をいただいておりますが、 いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 今後、同様のケースの発生が解消傾向となる場合、最新の情報をいただく必要性が低くなるものと考えております。 |
| 4 | 15 | 「注 2 書類の提出方法について」において、電磁的記録媒体(CD-R等)で郵送とあるが、電源等リスト同様、容量市場システムにて提出できるようにしていただきたい。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 5 | | 電源等リストに不備がある場合の対応について、2024年4月末日の10営業日前までに不合格通知⇒4月末日に審査終了とあるが、不備解消のための期間があまりにも短納期過ぎるため、1か月程度の期間を設けることはできないか。 各リソースに対する確認作業や場合によっては小売電気事業者等への確認が必要になる場合もあり、相応の時間を要する可能性がある。不備解消が間に合わず市場退出となる電源等が続出する虞もある。発動指令電源も需給ひっ迫期における重要な電源としての役割を果たしており、できる限り多くのリソースが参加できる状況を整えるべきではないか。 | 実効性テストの運用スケジュールは今後も検討を続けます。 いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、安定供給上の役割を果たしていただくためにも、正確な内容でご提出をお願いします。 |
| 6 | 30 | 「注 2 電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について」において,電磁的記録媒体(CD-R等)で郵送とあるが,電源等リスト同様,容量市場システムにて提出できるようにしていただきたい。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 30 | 実効性テスト実施時における電源等リスのト変更期限を、一部参加地点の削除のみ夏季分を2024年5月末まで、冬季分2024年10月末までを期限としていただきたい。2024年2月の電源等リスト登録後に参加意思を示していた需要家が急な生産設備のトラブル等で実効性テスト時の電力供出が不可となった場合、需要抑制においては発動対応ができないために大幅な逆応動となった際も、達成度評価に含まれてしまう。可能な範囲でそういった需要家を実効性テスト断面からは削除をしたいと考える。 | 2.2 電源等リストの変更手続きの「注2:計量値」「知信できない地点等の削除について」の記載に基づき、実効性テスト前にテストへの応動が困難であること等を理由として削除いただけます。 ます。 なお、実効性テスト期間中に削除したリソースを再度追加することは出来ません。実効性テスト 後の2025年10日以降は、削除したリソースを再度追加いただけます。 |
| 8 | | 実効性テストの時期について、夏季・冬季の通期待機ではなく、特定の時期(例えば1週間スパン等)を指定して実施する等の対応をお願いできないか。実需給時は供給力提供準備通知や供給力提供通知を通じて一定程度発動の予見性があるが、実効性テストはその予見性がないため、ポテンシャルが過少に評価される虞がある。また電源等リストを構成する需要家にも多大な負担となっている。 | 実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。 実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性はございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に務めていただきたく存じます。 また、他の発動実績として、対象実需給年度2024年度の発動指令の対応の実績を代替として利用いただけます。 |
| 9 | 37 | 発動指令電源が発電設備かつ、リソースが複数ある場合、リソース単位で実施時期調整(夏季、冬季)が選択可能でしょうか | 実効性テストは実需給期間における発動指令と同じく、電源等リスト単位での実施となります。 |

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|--|
| 10 | 42 | 実効性テストの発動タイミングにつき、なるべく実運用に近いタイミングでの実施を調整いただきたい。2024年度および2025年度の実効性テストにおいては、市場の供給予備率が高いタイミングでの実効性テストが実施されており、それにより市場価格が全く高くない状況にもかかわらず、容量提供事業者と需要家は電力を市場供出せねばならず、結果的に市場の約定単価よりもネガワット調整金の方が高くなり、両社の完全な損失となっている。2024年度の実運用断面においては需給ひっ迫注意報等が発令される、直近の広域予備率が急激に変化するなど、ある程度発動において事業者側も予見性があり、かつ需給ひっ迫時のために市場価格が逆ザヤにならないと想定され、これら実運用で想定される状況と異なるタイミングでの実効性テストが実施されている認識である。したがって、可能な範囲で実運用時の需給ひっ迫に近いタイミングでの実施をお願いしたい。 | 実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。 実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性はございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に務めていただきたく存じます。 また、他の発動実績として、対象実需給年度2024年度の発動指令の対応の実績を代替として利用いただけます。 |
| 11 | 43 | 提供する供給力については、各リソースの需要抑制計画へ適切に反映するとなっており、アグリゲータは創出された供給力を類型1-2で取引、需要抑制量に応じて、小売電気事業者へネガフット調整金を支払う必要があるが、実効性テストはひっ迫時にかかわらず実施の可能性があるため、時間前市場約定価格がネガフット調整金よりも下回る可能性がある。実効性テスト実施における逆鞘リスクの低減に向けた検討をいただきたい。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 また、他の発動実績として、対象実需給年度2024年度の発動指令の対応の実績を代替として利用いただけます。 |
| 12 | 43 | 発動指令電源が発電設備かつ、リソースが複数ある場合、実効性テストの実施指令は全リソース同時に発令されるのでしょうか(容量停止計画等を考慮され複数 日に分かれて指令が出るケースもあるのでしょうか) | 実効性テストは実需給期間における発動指令と同じく、電源等リスト単位での実施となります。 |
| 13 | 43 | 実効性テストの実施指令の設定時間は、9 時から20 時まで(土曜日、日曜日、および祝日を除く)とあるが、容量確保契約約款に定める「休日」(夏季冬季の範囲では、1月2日~3日および12月30日~31日が該当)については、対象外としていただきたい。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 43 | 実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで(土曜日、日曜日、および祝日を除く)となっていいるが、「祝日」に加え年末年始なども含めた「休日」を対象外としていただきたい。年末年始は需要家DRリソースの操業が止まっており、DRを通した供給力の供出可能性が難しいこと、また同様の理由から使用電力量が下がり供給力のひっ迫する可能性が低いことを考えると、発動指令の対象日から除外するのが適切ではないか。過去の意見募集にて問い合わせ・回答があった点ではあるが、実運用の観点から再検討いただきたい。なお当該日を対象日から除外した場合にあっても、災害等の発生時に発動指令があった場合、実需給年度の約款に基づき任意供出にて可能な限りの応動を行う理解です。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 43 | 類型1-2のスキームに基づき需要抑制量を市場供出にて、供給力として提供する場合、小売事業者ごとに需要抑制計画の通知タイミング、通知方法等が異なって いる。また変更が生じる際には都度業務手順の見直しが必要となる。従い、発動指令電源における市場供出にかかる当該業務について、統一のルール・様式が定め られることが全体効率に資すると考える。 | アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事象者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。 |
| 16 | 44 | ベースラインの算定方法について,経済DR含め同日に複数回のDRを実施する場合があるため, High 4 of 5 (当日調整なし)等の代替ベースラインも選択できるようにしていただきたい。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 17 | 45 | 場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済DR実施日を除外する等の対応を行います。」と記載がございますが、実効性テストを予定している容量提供事業者以外が経済DRを行った場合でも、BL算定の除外対象となるのでしょうか。 | お問い合わせのケースは容量提供事業者がアグリゲータの場合であって、発動指令でDRを発動する事業者が実効性テストの実施者でない場合として回答します。 容量提供事業者以外の需要家等が経済 D R を行った場合でも、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中であるという条件に該当していれば、ベースライン算定の除外対象となる場合はございます。 その場合でも弊機関へのお申出は実効性テスト実施日の5日以内に実施いただき、証憑書類等の提出に時間を要する場合は個別にご相談ください。 |
| 18 | 45 | 「注 1 DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について」において、土曜、日曜および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)、属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日(対象実需給年度2024 年度における発動指令電源の発動日含む)を除外するとあるが、需給調整市場の発動日も除外日に含まれるということでよいか。需給調整市場発動日の扱いについて明記していただきたい。また、容量確保契約約款に定める「休日」についても除外日に含めていただきたい。 | 属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日に、需給調整市場のは発動日は 含まれません。 ご記載いただいた『容量確保契約約款に定める「休日」についても除外日に含めていただきた い』というご要望については、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 19 | 45 | 注4で経済DR実施日を除外する件について,除外対象となる経済DR実施日と実効性テストが同日(時間は異なる)となった場合のベースラインの扱いはどうなるのか。 例:ベースライン算定の除外対象となる経済DR:2/2 9時~12時 実効性テスト:2/2 16時~19時 | ベースラインの考え方となるHigh 4 of 5は、DR実施日の直近5日間(DR実施日当日および下記に該当する日を除く)としておりますので、ご記載いただいたケースにおいては、ご記載いただいた日は直近5日間から除かれており、当日調整ありでベースラインを算定していただきます。 |

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|---|
| 20 | | 注4で経済DR実施日を除外する件について,「広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済DRを実施した場合」とあるが,供給力提供通知がされた日における経済DRであれば,広域予備率8%未満のコマを対象にした経済DRでなくとも除外されるということでよいか。また,広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた以降に予備率が改善した場合であっても,その経済DR実施日は除外されるということでよいか。 | 供給力提供通知がされた日における経済DRであれば,広域予備率8%未満のコマを対象にした経済DRでなくとも除外する等の対応を行います。 また、広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた以降に予備率が改善した場合であっても、経済DRを実施した場合は除外する等の対応を行います。 なお、実効性テスト実施日から5営業日以内にお申し出ください。 |
| 21 | 45 | マニュアル45ページの注4に、電力需給ひっ迫時の経済DR実施日については事業者からの申し出によりベースライン算定から除外できることが記載されておりますが、 国が掲げるDR普及促進の観点からも正しくDR容量を評価するために、需給ひっ迫時以外のDR実施日についても、容量提供事業者から申し出があれば、経済DR を実施した証憑確認をした上でベースライン算定から除外できる運用としていただけないでしょうか。もし上記運用が難しい場合は、現状需給ひっ迫時のみベースライン 算定から除外する運用としている理由についてご教示いただけないでしょうか。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 22 | 45 | 電力需給いっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて、当日に容量提供事業者が経済DRを実施しているタイミングで実効性テストが発令された場合のベースラインについては「High 4 of 5 (当日調整なし」)ないしは経済DRにおける当日のベースラインにおける当日調整値を適用とさせていただきたい。当該タイミングでの経済DR実施は、需給いっ迫時のDRの電力系統安定化に貢献できるにもかかわらず、発動指令ないしは実効性テストの発令時の当日調整時間(発動5~2時間前)と、経済DR実施時間が重複した場合、著しくベースラインが下がる懸念があり、発動指令の達成が困難になる。そうなる場合、容量提供事業者としては発動指令がくるまでは需給いっ迫注意報等が発令された当日は、経済的合理性がありかつ実施可能な状況においても、発動指令が来ない限りは経済DRを実施しないことが収益最大化に資することになってしまい、社会全体でのDR活用幅が狭められる懸念があると考える。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 23 | 56 | 発動指令の対応の実績を実効性テストの発動実績報告の代替として利用する場合、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令(一般送配電事業者からの同一期間に対する指令)に応じた電源等である必要があります」とされているが、電源等リスト全体ではなくリソース単位での発動実績を認める等、柔軟な取り扱いにすべきではないか。 2024年度以降は、同一年度に実需給の発動指令対応と2年後の実効性テストが同時平行で実施されるため、参加する需要家の負担にもなっており、DR拡大の支障にもなるのではないか。 | 実効性テストは電源等リスト単位での実施となりますので、代替の実績報告においても、電源等リスト全体の実績を報告していただきます。 実効性テストの実施に際する負担の低減についてのご意見と承りました。 いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 24 | 56 | マニュアル56ページの注1に「他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令(一般送配電事業者からの同一期間に対する指令)に応じた電源等である必要があります」と記載されておりますが、地点ごとに実績の突合がなされていることから、発動指令電源の電源等リスト内の地点に実効性テストのリソースが含まれている場合は、その地点についても代替報告の対象としていただけないでしょうか。もし上記対応が難しい場合は、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令に応じた電源等である必要がある理由をご教示いただけないでしょうか。 | 実効性テストは電源等リスト単位での実施となりますので、電源等リストのリソースを全て含む発動指令の実績を代替の実績として報告いただけます。 |
| 25 | 56 | 補足説明資料25頁では、実効性テストの代替の対象外となるケースが示されていますが、業務マニュアル56頁の注記1の記載(「他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令(一般送配電事業者からの同一期間に対する指令)に応じた電源等である必要があります。」)が正であるならば、電源等リスト I (地点A,B,C)の実効性テストの代替資料として、電源等リスト I (地点A,B,C,D)のうち、地点A,B,Cが発動指令に応じた実績のみを使用することは可能ではないのでしょうか。 | ご指摘の通り、電源等リストI (地点A,B,C) の実効性テストの代替資料として、電源等リストII (地点A,B,C,D) のうち、地点A,B,Cが発動指令に応じた実績のみを使用することは可能です。 補足説明資料のP.25「発動指令の対応の実績による代替報告」の図は誤っておりましたので修正します。 |
| 26 | 56 | 他の発動実績の報告について、前年度と同様、代替報告はすべて同じ容量提供事業者で、同一需要家への発動指令を同じ期間に行った場合のみ、ということで変 更ないでしょうか。 | 代替報告は、同一需要家への発動指令を同じ期間に行われたものであり、原則すべて同じ容量提供事業者が対応した場合を想定しております。 |
| 27 | | 自己託送地点における需要抑制のベースラインについて,「自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入」とあるが,自己託送量は コマ毎に値の変動があるため(同じ時間帯であっても日毎に変動する),小売供給分の値を用いた算定方法では誤差が大きくなるのではないか。全量の値を用いた High 4 of 5から発動コマの自己託送量を減じた値をベースラインとすべきではないか。 | 自己託送分は容量市場に参加できません。したがって、小売供給分の値を用いてベースライン を算定するようにお願いいたします。 |
| 28 | 67 | 発電実績の審査結果において、突合結果が不一致だった場合、不一致である理由を明確にしていただきたいと考えております。具体的には、ベースライン、接続対象電力量、対象コマについて、広域機関側の算定値である具体的な数値を提示いただき、事業者側でのチェックが円滑にできるようにご配慮いただきたい。 | いたたいたこ息見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、安定供給上の役割を果たしていただくためにも、正確な内容でご提出をお願いします。 今後も不一致とならないための留意点について情報発信してまいります。 |

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|---|
| 29 | 67 | マニュアル67ページに、発動実績に関する審査の結果、突合結果不一致となった場合の通知について記載されておりますが、単にリクワイアメント未達成量等を示すだけでなく、事業者から要望があった場合にはその根拠となるリソース毎の確報値データやベースライン算定結果も開示していただけないでしょうか。どこに突合不一致の原因があるか明確にならず原因究明ができないケースが想定されます。このため、今後のDR促進の観点からも開示をお願いしたく、開示ができない場合はその理由についてご教示いただけないでしょうか。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、安定供給上の役割を果たしていただくためにも、正確な内容でご提出をお願いします。 今後も不一致とならないための留意点について情報発信してまいります。 必要に応じて、実態を容量提供事業者に確認をさせていただきます。 |
| 30 | 69 | 様式9,様式10に、電源等識別番号の記載欄を追加願いたい。ファイル名称には同識別番号を付番するが、様式内で一瞥できないため。 | いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 31 | - | 〈発動指令電源の発動指令と実効性テストの重複について〉 実効性テストの発動タイミングと、実需給期間の発動指令電源の発動指令のタイミングが、同日、もしくは同時刻に発生することはありますでしょうか。 重複することがある場合、実効性テストの発動実績評価方法は変わらないのでしょうか。 ※2023年度の実効性テストにおいては、「実効性テストと電源 I 'を同日に指令する場合、電源 I 'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う (なお、電源 I '発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない) 」と整理されておりますが、電源 I 'の指令と発動指令電源の指令は同様の取り扱いがなされるのでしょうか。 | 実需給年度の発動指令と実需給2年度前の実効性テストを同日・同時に実施することを禁ずる規定はございません。 |
| 32 | | <需給調整市場に基づく調整指令と実効性テストの重複について> 需給調整市場の基づく調整指令と、実効性テストの発動指令タイミングが重複した場合において、需給調整市場の調整力指令を優先し対応したことによる実効性 テストの発動実績算定における評価方法は変わらないのでしょうか。 また、需給調整市場の調整指令に応じた日については、発動実績のベースライン算定において除外日として取り扱いをしていただけないか。 | て質問は、第49回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4のP.12「4. 需給調整市場で約定した発動指令電源の取り扱い」の整理を指していると認識しております。 実効性テストに関しては、電源等リスト自体の期待容量を確定させる目的から、当該の整理 (電源等リストに需給調整市場約定リソースが含まれる場合で、発動実績がアセスメント対象容量下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合に、リクワイアメントを満たしているものとする) の対象とはしておりません。 なお、需給調整市場の調整指令に応じた日についてはベースライン算定における除外日とはなりません。 |

容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2026年度)の公表

本機関は、業務規程第32条の5の規定に基づき、対象実需給年度を2026年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システムの操作方法の具体的な手順を定めた容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2026年度)を策定いたしましたので公表いたします。

詳細は、以下リンク先資料をご確認下さい。

HP リンク先:容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2026年度)

参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる 事項を定めたマニュアル(以下「容量市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲 載等の方法によって公表する。

(以下略)